官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○港湾法施行令の一部を改正する政令（三五三）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（三五四）　三
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（三五五）　三
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（三五六）　四
〔府　令〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府九一）　五
〔省　令〕
○厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇一）　六
〔規　則〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（国家公安委一八）　七
〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき大量破壊兵器関連計画等関係者を公告する件（国家公安委三七）　一三
〔官庁報告〕
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　一七
裁判所
破産、免責関係　一七
特殊法人等
企業年金基金合併・変更、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社）、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、解散公告関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

本号で公布された法令のあらまし

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第三百五十三号）（国土交通省）

1　緊急確保航路の区域変更

伊勢湾に係る緊急確保航路の区域を変更する。（別表第四関係）

2　附則

(1)　この政令は、令和七年十一月十一日から施行する。ただし、別表第四第二号(19)及び(20)の改正規定は、同月一日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　所要の経過措置を定める。（附則第二項及び第三項関係）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第三百十四号）（厚生労働省）

1　経過措置

(1)　指定濫用防止医薬品の指定については、厚生労働大臣は、改正法の施行の日前においても、薬事審議会の意見を聴くことができる。（第一条関係）

(2)　改正法の施行前に条件付承認を受けた動物用医薬品等の条件、調査等の措置については、なお従前の例による。（第二条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、改正法の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。（附則関係）

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第三百五十五号）（厚生労働省）

第1　国民年金法施行令の一部改正

1　所得税等における特定親族特別控除の創設に伴い、国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止に係る所得の額の計算方法について、所得の額から控除するものとして特定親族特別控除を追加する。（第六条の二第二項第一号関係）

2　国民年金の保険料の免除等に係る所得の額の計算方法について、1に準じた改正を行う。（第六条の十二第二項第一号関係）

第2　児童扶養手当法施行令の一部改正

児童扶養手当の支給の制限及び金額の返還に係る所得の額の計算方法について、第1の1に準じた改正を行う。（第四条第二項第一号関係）

第3　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正

特別児童扶養手当等の支給の制限及び金額の返還に係る所得の額の計算方法について、第1の1に準じた改正を行う。（第五条第二項第一号関係）

第4　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正

特定障害者に対する特別障害給付金の支給の制限に係る所得の額の計算方法について、第1の1に準じた改正を行う。（第四条第二項第一号関係）

第５　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正

障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金の支給に係る所得の額の計算方法について、第１の１に準じた改正を行う。（第十条第二項第一号関係）

第６　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

老齢福祉年金の支給停止に係る場合の所得の額の計算方法について、第１の１に準じた改正を行う。（第五十二条第二項関係）

第７　施行期日等

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

２　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第七条関係）

◇国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三百五十六号）（警察庁）

１　財産の凍結等に関する規定の整備

⑴　大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議に同理事会決議第千七百三十七号等を追加し、同理事会決議第二千二百三十一号を削除する。（第二条関係）

⑵　公告大量破壊兵器関連計画等関係者に係る規制対象財産の処分等の許可の要件である大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことにつき、当該大量破壊兵器等の開発等に関する規定における公告大量破壊兵器関連計画等関係者の区分のうち、イランによる核兵器等の開発等が当該大量破壊兵器等の開発等に該当することとなる公告大量破壊兵器関連計画等関係者の区分に同理事会決議第千七百三十七号等によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者を追加し、同理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者を削除する。（第八条関係）

２　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の経過措置について定める。

政　令

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十三号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の五第一項及び第六十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第四第二号⑼中「二一一度一五分一、九五〇メートル」を「二九七度三〇分一、九二〇メートル」に改め、同号⑿中「二二六度四五分二、二四〇メートル」を「二二二度四五分三、二一〇メートル」に改め、同号⒀中「三〇三度四五分七、六七〇メートル」を「三〇一度三〇分八、一二〇メートル」に改め、同号⒆中「北緯三四度四九分七秒東経一三六度五六分三六秒）から一八六度三〇分一、五八〇メートル」を「北緯三四度四九分九秒東経一三六度五六分四〇秒）から一八九度一、六六〇メートル」に改め、同号⒇中「一六〇度一、六七〇メートル」を「一六三度三〇分一、七一〇メートル」に改め、同号㉓中「一九六度三〇分八、六五〇メートル」を「一九五度九、一四〇メートル」に改め、同号㊶中「二一一度三〇分八、四八〇メートル」を「二一七度三〇分八、三一〇メートル」に改め、同号㊷中「一四六度四五分三、三〇〇メートル」を「一三九度一五分四、一六〇メートル」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和七年十一月十一日から施行する。ただし、別表第四第二号⒆及び⒇の改正規定は、同月一日から施行する。

（水域の占用の許可等に関する経過措置）

２　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の別表第四第二号に規定する伊勢湾に係る緊急確保航路の区域（この政令による改正前の別表第四第二号に規定する伊勢湾に係る緊急確保航路の区域を除く。）内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の五第二項の許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

（罰則に関する経過措置）

３　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（指定濫用防止医薬品の指定に関する準備行為）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定（改正法附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。次条において同じ。）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（次条において「新法」という。）第三十六条の十一第一項に規定する指定濫用防止医薬品の指定については、厚生労働大臣は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、薬事審議会の意見を聴くことができる。

（動物用医薬品等の条件付承認に関する経過措置）

第二条　改正法第一条の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「旧法」という。）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される旧法（以下「読替後旧法」という。）第十四条第五項（同条第十五項（旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の五第五項（同条第十五項（旧法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び旧法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととされた動物用医薬品等（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医療機器をいう。以下同じ。）であって、読替後旧法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けたもの（改正法附則第十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの規定の承認を受けたものを含む。）に係る読替後旧法第十四条第十二項（同条第十五項（旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の五第十二項（同条第十五項（旧法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び旧法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件及び読替後旧法第十四条第十三項（同条第十五項（旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び旧法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の五第十三項（同条第十五項（旧法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び旧法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が行う動物用医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する調査その他の措置については、新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第十四条の二の二（新法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の六の二（新法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　石破　茂

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十五号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の三第二項、第九十条の二第五項及び第九十条の三第三項、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十条及び第二十三条（同法第二十六条の五及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第十一条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第十五条第三項及び第二十条第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「又は第十号の二」を「、第十号の二又は第十二号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

一　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の二第二項第一号及び第六条の十二第二項第一号

二　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四条第二項第一号

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）第五条第二項第一号

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）第四条第二項第一号

五　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）第十条第二項第一号

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表第六条の二第二項第一号の項中「若しくは第十号の二」を「、第十号の二若しくは第十二号」に、「若しくは配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額若しくは特定親族特別控除額」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の国民年金法施行令（次項において「新国民年金法施行令」という。）第六条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年十月以後の月分の国民年金法第三十六条の三第一項の規定による障害基礎年金の支給停止について適用し、同年九月以前の月分の当該障害基礎年金の支給停止については、なお従前の例による。

２　新国民年金法施行令第六条の十二第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、国民年金の保険料を納付することを要しないものとすべき月が令和八年度における国民年金法第九十条第一項第一号の厚生労働省令で定める月（以下この項において「基準月」という。）の翌月以後である場合における当該保険料の免除について適用し、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月が基準月以前である場合における当該保険料の免除については、なお従前の例による。

（児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第四条第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年十一月以後の月分の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当（以下この条において「児童扶養手当」という。）の支給の制限及び同月以後の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、同年十月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び同月以前の月分の児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第一条（第三号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項（第一号に係る部分に限り、同令第八条第三項及び第四項（これらの規定を特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）附則第四条において準用する場合を含む。）並びに第十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年八月以後の月分の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下この条において「特別児童扶養手当等」という。）の支給の制限及び同月以後の月分の特別児童扶養手当等に相当する金額の返還について適用し、同年七月以前の月分の特別児童扶養手当等の支給の制限及び同月以前の月分の特別児童扶養手当等に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第一条（第四号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年十月以後の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条の規定による特別障害給付金の支給の制限について適用し、同年九月以前の月分の当該特別障害給付金の支給の制限については、なお従前の例による。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第一条（第五号に係る部分に限る。）の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第十条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第十五条第一項の規定による障害年金生活者支援給付金及び同法第二十条第一項の規定による遺族年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該障害年金生活者支援給付金及び当該遺族年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条第二項の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令第六条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年八月以後の月分の旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項の規定による老齢福祉年金の支給停止について適用し、同年七月以前の月分の当該老齢福祉年金の支給停止については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十六号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項、第十一条第一項第四号ロ、第十六条第三項第二号ロ及び第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同理事会決議第千八百七十四号」を「同理事会決議第千七百三十七号、同理事会決議第千七百四十七号、同理事会決議第千八百三号、同理事会決議第千八百七十四号、同理事会決議第千九百二十九号」に改め、「、同理事会決議第二千二百三十一号」を削る。

第八条第一号中「国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号」を「第千七百三十七号等決議（国際連合安全保障理事会決議第千七百三十七号、同理事会決議第千七百四十七号、同理事会決議第千八百三号及び同理事会決議第千九百二十九号をいう。次号及び第三号において同じ。）」に改め、同条第二号及び第三号中「国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号」を「第千七百三十七号等決議」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

２　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂

府令

○内閣府令第九十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項及び同法第三十一条の二十三において準用する同法第九条第五項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十月十七日

内閣総理大臣　石破　茂

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（風俗営業の許可申請書の添付書類） **第一条**　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　申請者が個人である場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類 イ　［略］ ロ　法第四条第一項各号（第七号及び第十二号を除く。）に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ハ　［略］ ニ　未成年者で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（風俗営業者の相続人である未成年者で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに風俗営業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る第七号イ、ロ（法第四条第一項第十三号に係る部分に限る。）、ホ及びヘに掲げる書類） 五　申請者が個人の風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項、法第七条の二第一項若しくは法第七条の三第一項の承認（以下この号及び次号において「許可等」という。）を受けているものをいう。次号及び第八号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、前号ロ及びニに掲げる書類 ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ 六　申請者が未成年者である風俗営業者であつて、その法定代理人が申請者が申請に係る公安委員会の許可等を受けて現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請書に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。）には、次に掲げる書類 ［号の細分を削る。］ ハ　法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該法定代理人に係る第四号ロに掲げる書面（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号ロ（法第四条第一項第十三号に係る部分に限る。）に掲げる書面及びその役員に係る次号ヘに掲げる書面（当該役員が、申請者が現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の役員でない場合には、当該役員に係る次号ホ及びヘに掲げる書類））
（風俗営業の許可申請書の添付書類） **第一条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ イ　［同上］ ロ　法第四条第一項第一号から第十号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ハ　［同上］ ニ　未成年者で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（風俗営業者の相続人である未成年者で風俗営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに風俗営業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る第七号イからハまでに掲げる書類） 五　申請者が個人の風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項、法第七条の二第一項若しくは法第七条の三第一項の承認（以下この号及び次号において「許可等」という。）を受けているものをいう。次号及び第八号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類 イ　前号ロに掲げる書面 ロ　前号ニに掲げる書類 六　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該法定代理人に係る第四号ロに掲げる書面（法定代理人が法人である場合においては、その役員に係る次号ハに掲げる書面。ただし、当該役員が、申請者が現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の役員でない場合には、当該役員に係る次号ロ及びハに掲げる書面）

七　申請者が法人である場合（次号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類
イ　［略］
ロ　法第四条第一項第七号及び第十三号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
八　申請者と密接な関係を有する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名を記載した書面
ニ　申請者が株式会社であるときは、株主名簿の写し
ホ　［略］
ヘ　役員に係る法第四条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
八　申請者が法人の風俗営業者である場合には、次に掲げる書類
イ　前号ロからニまで及びヘに掲げる書類
ロ　申請者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）であるときは、定款
［九～十一　略］
（構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類）
第二十条　第四条第一項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。
2　第四条第二項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第五項の内閣府令で定める書類について準用する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。

七　［同上］
イ　［同上］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
八　申請者が法人の風俗営業者である場合には、役員に係る法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
［号の細分を加える。］
ロ　［同上］
ハ　役員に係る前号ハに掲げる書面
［号の細分を加える。］
ロ　［同上］
［九～十一　同上］
（構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類）
第二十条　第四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。
［項を加える。］

省令

○厚生労働省令第百二号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第四条の規定に基づき、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第百六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表（第三条関係）

改正後	
項目	歳入等
（略）	（略）
三	薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第八条の二第四項の規定による手数料
四	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第五項の規定による手数料

別表（第三条関係）

改正前	
項目	歳入等
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

五	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十二条第一項の規定による手数料（同項第一号、第九号及び第十号に掲げる者に係るものに限る。）
六～十九	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（新設）	（新設）
三～十六	（略）

規　則

○国家公安委員会規則第十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第七号イ、ロ及びハ並びに第八号ロ、第七条の二第一項並びに第七条の三第一項（これらの規定を同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）、第二十条第二項、第三十一条の十三第三項、第三十九条第七項並びに第四十一条の三第一項並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第十一条第三項（同令第二十五条第三項及び第二十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十七日

国家公安委員会委員長　坂井　学

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人） **第六条の三**　法第四条第一項第七号イ（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。 一　当該許可を受けようとする者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者 二　当該許可を受けようとする者（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。次項第二号及び第三項第二号において同じ。）である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者 三　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該許可を受けようとする者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者 2　法第四条第一項第七号ロ（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。 一　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社 二　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社 三　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者 3　法第四条第一項第七号ハ（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。 一　当該許可を受けようとする者がその議決権の過半数を所有している株式会社	［条を加える。］

二　当該許可を受けようとする者がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社

三　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該許可を受けようとする者の支配的な影響力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

（風俗営業者に対する聴聞決定予定日の通知）

第六条の四　法第四条第一項第八号ロの規定による通知をするときは、法第三十七条第二項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日（以下この項において「立入日」という。）から十日以内に、立入日から起算して九十日以内の特定の日を通知するものとする。

2　公安委員会は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、当該通知に係る風俗営業者に対し、当該特定の日を記載した通知書を交付するものとする。

（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請）

第十四条　［1・2　略］

3　第一項の合併承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る府令第一条第七号ロ、ハ及びニ並びに第八号ロに掲げる書類

三　合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員となるべき者（以下この号において「合併後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに合併後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）

第十五条　［1・2　略］

3　第一項の分割承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　分割により風俗営業を承継する法人に係る府令第一条第七号ロ、ハ及びニ並びに第八号ロに掲げる書類

三　分割により風俗営業を承継する法人の役員となるべき者（以下この号において「分割後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに分割後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（騒音及び振動の測定方法）

第三十二条　令第十一条第三項（令第二十五条第三項及び第二十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の騒音の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本産業規格Ｚ八七三一に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、周波数重み付け特性はＡ特性を、時間重み付け特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。

［条を加える。］

（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請）

第十四条　［1・2　同上］

3　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員となるべき者（以下この号において「合併後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに合併後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）

第十五条　［1・2　同上］

3　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　分割により風俗営業を承継する法人の役員となるべき者（以下この号において「分割後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに分割後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（騒音及び振動の測定方法）

第三十二条　令第十一条第三項（令第二十五条第三項及び令第二十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の騒音の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本産業規格Ｚ八七三一に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はＡ特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。

２　令第十一条第三項の振動の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本産業規格Ｚ八七三五に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、周波数重み付け特性は鉛直振動特性を、時間重み付け特性は日本産業規格Ｃ一五一〇に定める時間重み付け特性を用いることとし、振動レベルは、五秒間隔及び百個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の八十パーセントレンジの上端値とする。

（法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置）

第六十七条　［略］

２　識別番号等は、第一号に掲げる者が、識別番号等の付与を受けようとする者（以下この条及び第七十三条において「識別番号等付与希望者」という。）の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第二号に掲げる方法（第一号ロに規定する者にあつては、第二号ニに掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一　次のいずれかに掲げる者

イ　［略］

ロ　当該店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務（以下「識別番号付与等業務」という。）を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

(1)　［略］

(2)　その役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は識別番号付与等業務に従事させようとする職員のうち次に掲げる者がいないものであること。

(i)　法第四条第一項第一号から第四号まで、第六号又は第八号から第十号までのいずれかに該当する者

(ii)・(iii)　略

(3)・(4)　略

二　［略］

（特定遊興飲食店営業者に対する聴聞決定予定日の通知）

第七十四条の三　第六条の四の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第四条第一項第八号ロの規定による通知について準用する。この場合において、第六条の四第一項中「風俗営業」とあるのは「特定遊興飲食店営業」と、同条第二項中「風俗営業者」とあるのは「特定遊興飲食店営業者」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）

第八十二条　第十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十四条第三項第二号及び第三号中「府令」とあるのは、「府令第十七条において準用する府令」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）

第八十三条　第十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十五条第三項第二号及び第三号中「府令」とあるのは、「府令第十七条において準用する府令」と読み替えるものとする。

２　令第十一条第三項の振動の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本産業規格Ｚ八七三五に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本産業規格Ｃ一五一〇に定める動特性を用いることとし、振動レベルは、五秒間隔及び百個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の八十パーセントレンジの上端値とする。

（法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置）

第六十七条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　［同上］

(i)　法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

(ii)・(iii)　同上

(3)・(4)　同上

二　［同上］

［条を加える。］

（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）

第八十二条　第十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十四条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）

第八十三条　第十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十五条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

（国家公安委員会への報告事項等）

第百十三条　法第四十一条の三第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

報告する場合	事項
一　法第三条第一項の許可をした場合	一　許可を受けた者が個人である場合には、その氏名、住所及び生年月日（以下この条において「氏名等」という。）並びに本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍。以下この条において同じ。） 二　許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 三　許可を受けた者が法人である場合において、その者と密接な関係を有する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名 四　営業所の名称及び所在地 五　風俗営業の種類 六　許可年月日 七　許可番号
［略］	
三　法第七条の二第一項の承認をした場合	一　合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名 二　合併後存続し、又は合併により設立される法人と密接な関係を有する法第七条の二第二項において準用する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名 三　営業所の名称及び所在地 四　風俗営業の種類 五　承認年月日 六　許可番号
四　法第七条の三第一項の承認をした場合	一　分割により風俗営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍

（国家公安委員会への報告事項等）

第百十三条　［同上］

報告する場合	事項
一　法第三条第一項の許可をした場合	一　許可を受けた者が個人である場合には、その氏名、住所及び生年月日（以下この条において「氏名等」という。）並びに本籍（日本国籍を有しない者にあつては、国籍。以下この条において同じ。） 二　許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 ［号を加える。］ 三　営業所の名称及び所在地 四　風俗営業の種類 五　許可年月日 六　許可番号
［同上］	
三　法第七条の二第一項の承認をした場合	一　合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 ［号を加える。］ 二　営業所の名称及び所在地 三　風俗営業の種類 四　承認年月日 五　許可番号
四　法第七条の三第一項の承認をした場合	一　分割により風俗営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍

二　分割により風俗営業を承継する法人と密接な関係を有する法第七条の三第二項において準用する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名	［略］
三　営業所の名称及び所在地	
四　風俗営業の種類	
五　承認年月日	
六　許可番号	

十一　法第三十一条の二十二の許可をした場合	［略］
一　許可を受けた者が個人である場合には、その氏名等及び本籍	
二　許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍	
三　許可を受けた者が法人である場合において、その者と密接な関係を有する法第三十一条の二十三において準用する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名	
四　営業所の名称及び所在地	
五　許可年月日	
六　許可番号	

十三　法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の承認をした場合	［略］
一　合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍	
二　合併後存続し、又は合併により設立される法人と密接な関係を有する法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第二項において準用する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名	
三　営業所の名称及び所在地	
四　承認年月日	
五　許可番号	

［号を加える。］	［同上］
二　営業所の名称及び所在地	
三　風俗営業の種類	
四　承認年月日	
五　許可番号	

十一　法第三十一条の二十二の許可をした場合	［同上］
一　許可を受けた者が個人である場合には、その氏名等及び本籍	
二　許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍	
［号を加える。］	
三　営業所の名称及び所在地	
四　許可年月日	
五　許可番号	

十三　法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の承認をした場合	［同上］
一　合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍	
［号を加える。］	
二　営業所の名称及び所在地	
三　承認年月日	
四　許可番号	

十四　法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の承認をした場合	一　分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 二　分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人と密接な関係を有する法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第二項において準用する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名 三　営業所の名称及び所在地 四　承認年月日 五　許可番号
［略］	［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（風俗環境浄化協会等に関する規則の一部改正）

第二条　風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査員） **第四条**　都道府県協会は、次の各号のいずれかに該当する者を法第三十九条第二項第六号又は第七号の規定による調査の業務（以下「調査業務」という。）に従事させてはならない。 一　［略］ 二　法第四条第一項第一号から第四号まで、第六号又は第八号から第十号までのいずれかに該当する者 三　［略］ ［2・3　略］	（調査員） **第四条**　［同上］ 一　［同上］ 二　法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者 三　［同上］ ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正）

第三条　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定申請の手続） **第一条**　［1～3　略］ 4　遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができる者に関する要件は、次のとおりとする。 一　前項第二号ロ⑵に掲げる者にあつては、次のいずれにも該当すること。 イ　［略］	（認定申請の手続） **第一条**　［1～3　同上］ 4　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］

ロ　次のいずれにも該当しない者であること。 (1)　［略］ (2)　法第四条第一項第一号から第四号まで、第六号、第八号から第十号まで又は第十三号のいずれかに該当する者 ［(3)～(7)　略］ (8)　法人である場合にあつては、その役員のうちに(2)から(6)まで（(2)については、法第四条第一項第十三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当する者があるものの従業者 二　［略］ 5　［略］	ロ　［同上］ (1)　［同上］ (2)　法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者 ［(3)～(7)　同上］ (8)　法人である場合にあつては、その役員のうちに(2)から(6)までのいずれかに該当する者があるものの従業者 二　［同上］ 5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第三十七号

次の大量破壊兵器関連計画等関係者が、国際連合安全保障理事会決議第千七百三十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されているので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月十七日　　国家公安委員会委員長　坂井　学

第１　イランに係る大量破壊兵器関連計画等関係者（自然人）

1　氏名　モハンマド・ガンナディ（MOHAMMAD QANNADI）
別名　不明
称号　不明
役職　イラン原子力庁研究・開発担当副長官（Vice President for Research & Development, Atomic Energy Organisation of Iran（AEOI））
生年月日　1952年10月13日
出生地　不明
国籍　Iran (Islamic Republic of)
旅券番号　(a)20694, issued in Iran (Islamic Republic of)　(b)A0003044, issued in Iran (Islamic Republic of)
住所　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ－１
その他参考となるべき事項　なし

2　氏名　ベフマン・アスガルプール（BEHMAN ASGARPOUR）
別名　(a)Behman Asgharpour　(b)Behman Asgharpur
称号　不明
役職　アラク重水研究炉計画運用部長（Operational Manager of the heavy water research reactor project at Arak）
生年月日　不明
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ－２
その他参考となるべき事項　なし

3　氏名　ダウード・アーガージャーニー（DAWOOD AGHA-JANI）
別名　不明
称号　不明
役職　ナタンズ・パイロット燃料濃縮プラント総裁（Head of the Pilot Fuel Enrichment Plant at Natanz）
生年月日　1957年４月23日
出生地　Ardebil, Iran (Islamic Republic of)
国籍　不明
旅券番号　I5824769, issued in Iran (Islamic Republic of)
住所　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ－３
その他参考となるべき事項　なし

4　氏名　イーサン・モナージェミー（EHSAN MONAJEMI）
別名　Ihsan Monajemi
称号　不明
役職　ナタンズ・パイロット燃料濃縮プラント建設計画部長（Construction Project Manager of the Pilot Fuel Enrichment Plant at Natanz）
生年月日　不明
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ－４
その他参考となるべき事項　なし

5　氏名　ジャファル・モハンマディ（JAFAR MOHAMMADI）
別名　不明
称号　不明
役職　イラン原子力庁技術担当顧問（遠心分離機の弁の生産管理担当）（Technical Adviser to the Atomic Energy Organisation of Iran（AEOI）(in charge of managing the production of valves for centrifuges)）
生年月日　不明
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日
名簿記載者公告番号　ＩＩ－５
その他参考となるべき事項　なし

6　氏名　アリー・ハージーニアー・レイラーバーディ（ALI HAJINIA LEILABADI）
別名　不明
称号　不明
役職　メスバーフ・エナジー・カンパニー総裁（Director General of Mesbah Energy Company）
生年月日　1950年２月19日
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　E4710151, issued in Iran (Islamic Republic of) (Issued 15 October 2000 ; expired 15 October 2005 Iran (Islamic Republic of))
住所　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ－６
その他参考となるべき事項　なし

7　氏名　モハンマド・メフディ・ネジャード・ヌーリー（MOHAMMAD MEHDI NEJAD NOURI）
別名　不明
称号　不明
役職　(a)マレク・アシュタル防衛技術大学学長（Rector of Malek Ashtar University of Defence Technology）　(b)中将（Lieutenant General）
生年月日　不明
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ－７
その他参考となるべき事項　Deputy Minister of Science, Research and Technology.

8　氏名　ホセイン・サリーミー（HOSEIN SALIMI）
別名　(a)Husain Salimi　(b)Hosain Salimi　(c)Hussain Salimi　(d)Hosein Saleemi　(e)Husain Saleemi　(f)Hosain Saleemi　(g)Hussain Saleemi　(h)Hossein Salimi　(i)Hossein Saleemi
称号　不明
役職　(a)革命ガード空軍司令官（Commander of the Air Force of IRGC）　(b)准将(General)
生年月日　不明
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　D08531177, issued in Iran (Islamic Republic of)
住所　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ－８
その他参考となるべき事項　なし

9　氏名　アフマド・ヴァヒード・ダストジェルディ（AHMAD VAHID DASTJERDI）
別名　不明
称号　不明
役職　航空宇宙産業機構総裁（Head of AIO）
生年月日　1954年１月15日
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　A0002987, issued in Iran (Islamic Republic of)
住所　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ－９
その他参考となるべき事項　Served as Deputy Defense Minister 2009-10.

10　氏名　レザー・ゴリー・エスマエリ（REZA-GHOLI ESMAELI）
別名　Reza-Gholi Ismaili
称号　不明
役職　航空宇宙産業機構貿易国際部長（Head of Trade and International Affairs Dept, AIO）
生年月日　1961年４月３日
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　A0002302, issued in Iran (Islamic Republic of)
住所　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ－10
その他参考となるべき事項　なし

11　氏名　バフマンヤール・モルテザー・バフマンヤール（BAHMANYAR MORTEZA BAHMANYAR）
別名　不明
称号　不明
役職　航空宇宙産業機構財務予算部長（Head of Finance and Budget Dept, AIO）
生年月日　1952年12月31日
出生地　不明
国籍　Iran (Islamic Republic of)
旅券番号　(a)I0005159, issued in Iran (Islamic Republic of)　(b)10005159, issued in Iran (Islamic Republic of)
住所　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ－11
その他参考となるべき事項　なし

12　氏名　ヤフヤ・ラヒーム・サファヴィ（YAHYA RAHIM SAFAVI）
　別名　Yahya Raheem Safavi
　称号　不明
　役職　(a)革命ガード総司令官（Commander of IRGC）　(b)少将（Major General）
　生年月日　1952年
　出生地　Isfahan, Iran (Islamic Republic of)
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2006年12月23日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―12
　その他参考となるべき事項　なし
13　氏名　フェレイドン・アッバース・ダヴァニ（FEREIDOUN ABBASI-DAVANI）
　別名　不明
　称号　不明
　役職　国防軍需省（MODAFL）上級科学者（Senior Ministry of Defence and Armed Forces Logistics（MODAFL）Scientist）
　生年月日　(a)1958年　(b)1959年
　出生地　Abadan, Iran (Islamic Republic of)
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―13
　その他参考となるべき事項　Has “links to the Institute of Applied Physics, working closely with Mohsen Fakhrizadeh-Mahabadi”（ＩＩ―14）
14　氏名　モフセン・ファフリザーデ・マハバディ（MOHSEN FAKHRIZADEH-MAHABADI）
　別名　不明
　称号　不明
　役職　(a)国防軍需省上級科学者（Senior MODAFL scientist）　(b)物理学研究センター前所長（Former head of the Physics Research Centre（PHRC））
　生年月日　不明
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　(a)A0009228 (Unconfirmed (likely Iran))　(b)4229533 (Unconfirmed (likely Iran))
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―14
　その他参考となるべき事項　The IAEA have asked to interview him about the activities of the PHRC over the period he was head but Iran has refused.
15　氏名　サイード・ジャベル・サフダリ（SEYED JABER SAFDARI）
　別名　Syed Jaber Safdari
　称号　不明
　役職　ナタンズ濃縮施設管理者（Manager of the Natanz Enrichment Facilities）
　生年月日　不明
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―15
　その他参考となるべき事項　なし
16　氏名　アミール・ラヒミ（AMIR RAHIMI）
　別名　不明
　称号　不明
　役職　イスファハン・ニュークリアー・フュール・リサーチ・アンド・プロダクション・センター所長（Head of Esfahan Nuclear Fuel Research and Production Center）
　生年月日　不明
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―16
　その他参考となるべき事項　The Esfahan Nuclear Fuel Research and Production Center is part of the AEOI Nuclear Fuel Production and Procurement Company, which is involved in enrichment related activities.
17　氏名　モフセン・ホジャティ（MOHSEN HOJATI）
　別名　不明
　称号　不明
　役職　ファジュル・インダストリアル・グループ社長（Head of Fajr Industrial Group）
　生年月日　1955年９月28日
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　G4506013, issued in Iran (Islamic Republic of)
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―17
　その他参考となるべき事項　なし
18　氏名　メヘルダード・アフラギ・ケタバチ（MEHRDAD AKHLAGHI KETABACHI）
　別名　不明
　称号　不明
　役職　シャヒード・バーゲリー・インダストリアル・グループ社長（Head of Shahid Bagheri Industrial Group（SBIG））
　生年月日　1958年９月10日
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　A0030940, issued in Iran (Islamic Republic of)
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―18
　その他参考となるべき事項　なし

19　氏名　ナーセル・マレキ（NASER MALEKI）
　別名　不明
　称号　不明
　役職　(a)シャヒード・ヘンマット・インダストリアル・グループ社長（Head of SHIG）　(b)国防軍需省職員（MODAFL official）
　生年月日　1960年
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　A0003039, issued in Iran (Islamic Republic of)
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―19
　その他参考となるべき事項　ＩＤ番号：0035011785、イラン発給
20　氏名　アフマド・デラフシャンデ（AHMAD DERAKHSHANDEH）
　別名　不明
　称号　不明
　役職　バンク・セパ頭取（Chairman and Managing Director of Bank Sepah）
　生年月日　1956年８月11日
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　33 Hormozan Building, Pirozan St., Sharak Ghods, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―20
　その他参考となるべき事項　なし
21　氏名　モルテザ・レザイー（MORTEZA REZAIE）
　別名　(a)Mortaza Rezaie　(b)Mortaza Rezai　(c)Morteza Rezai
　称号　不明
　役職　(a)革命ガード副司令官（Deputy Commander of IRGC）　(b)准将（Brigadier General）
　生年月日　1956年
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―21
　その他参考となるべき事項　なし
22　氏名　アリ・アクバル・アフマディアン（ALI AKBAR AHMADIAN）
　別名　Ali Akbar Ahmedian
　称号　不明
　役職　(a)革命ガード統合参謀長（Chief of IRGC Joint Staff）　(b)中将（Vice Admiral）
　生年月日　1961年
　出生地　Kerman, Iran (Islamic Republic of)
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―22
　その他参考となるべき事項　Position changed.
23　氏名　モハンマド・レザ・ザヘディ（MOHAMMAD REZA ZAHEDI）
　別名　(a)Mohammad Reza Zahidi　(b)Mohammad Raza Zahedi
　称号　不明
　役職　(a)革命ガード陸軍司令官（Commander of IRGC Ground Forces）　(b)准将（Brigadier General）
　生年月日　1944年
　出生地　Isfahan, Iran (Islamic Republic of)
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―23
　その他参考となるべき事項　なし
24　氏名　モルテザ・サファリ（MORTEZA SAFARI）
　別名　(a)Mortaza Safari　(b)Morteza Saferi　(c)Murtaza Saferi　(d)Murtaza Safari
　称号　不明
　役職　(a)革命ガード海軍司令官（Commander of IRGC Navy）　(b)准将（Rear Admiral）
　生年月日　不明
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―24
　その他参考となるべき事項　なし
25　氏名　モハンマド・ヘジャジ（MOHAMMAD HEJAZI）
　別名　Mohammed Hijazi
　称号　不明
　役職　(a)バシジ抵抗軍司令官（Commander of Bassij resistance force）　(b)准将（Brigadier General）
　生年月日　1959年
　出生地　Isfahan, Iran (Islamic Republic of)
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―25
　その他参考となるべき事項　なし

26　氏名　カセム・ソレイマニ（QASEM SOLEIMANI）
別名　(a)Qasim Soleimani　(b)Qasem Sulaimani　(c)Qasim Sulaimani　(d)Qasim Sulaymani　(e)Qasem Sulaymani　(f)Kasim Soleimani　(g)Kasim Sulaimani　(h)Kasim Sulaymani　(i)Haj Qasem　(j)Haji Qassem　(k)Sardar Soleimani
称号　不明
役職　(a)コッツ部隊司令官（Commander of Qods force）　(b)准将（Brigadier General）
生年月日　1957年３月11日
出生地　Qom, Iran (Islamic Republic of)
国籍　不明
旅券番号　008827, issued in Iran (Islamic Republic of)
住所　不明
名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ―26
その他参考となるべき事項　Promoted to Major General, retaining his position as Commander of Qods force.

27　氏名　モハンマド・バーゲル・ゾルガドル（MOHAMMAD-BAQER ZOLQADR）
別名　(a)Mohammad Bakr Zolqadr　(b)Mohammad Bakr Zolkadr　(c)Mohammad Baqer Zolqadir　(d)Mohammad Baqer Zolqader
称号　不明
役職　(a)革命ガード将校（IRGC officer）　(b)治安担当内務次官（Deputy Interior Minister for Security Affairs）　(c)准将（Brigadier General）
生年月日　不明
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ―27
その他参考となるべき事項　なし

28　氏名　アミール・モアッイェド・アラーイー（AMIR MOAYYED ALAI）
別名　不明
称号　不明
役職　不明
生年月日　不明
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ―28
その他参考となるべき事項　遠心分離機の組立及び技術の管理に関与。

29　氏名　モハンマド・フェダーイー・アシアーニー（MOHAMMAD FEDAI ASHIANI）
別名　不明
称号　不明
役職　不明
生年月日　不明
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ―29
その他参考となるべき事項　炭酸ウラニルアンモニウムの製造及びナタンズ濃縮施設（Natanz enrichment complex）の管理に関与。

30　氏名　アッバース・レザーイー・アシュティアーニー（ABBAS REZAEE ASHTIANI）
別名　不明
称号　不明
役職　イラン原子力庁（AEOI）探査・採掘担当事務所（Office of Exploration and Mining Affairs）高官
生年月日　不明
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ―30
その他参考となるべき事項　なし

31　氏名　ハーレ・バクティヤール（HALEH BAKHTIAR）
別名　(a)Halen Bakhtiar　(b)Haleh Bakhtiari　(c)Haleh Bakhtiyar
称号　不明
役職　不明
生年月日　1975年
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ―31
その他参考となるべき事項　99.9％に濃縮されたマグネシウムの生産に関与。

32　氏名　モルテザー・ベフザード（MORTEZA BEHZAD）
別名　不明
称号　不明
役職　不明
生年月日　1959年６月７日
出生地　不明
国籍　不明
旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＩ―32
その他参考となるべき事項　遠心分離機の部品作成に関与。

33　氏名　モハンマド・エスラーミー（MOHAMMAD ESLAMI）
　別名　(a)Mohammad Islami　(b)Mohamed Islami　(c)Mohammed Islami
　称号　Dr.
　役職　防衛産業研修・研究機構所（Defence Industries Training and Research Institute）所長
　生年月日　不明
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―33
　その他参考となるべき事項　Served as Deputy Defence Minister from 2012 to 2013.

34　氏名　セイイェド・フセイン・ホセイニー（SEYYED HUSSEIN HOSSEINI）
　別名　(a)Syed Husain Husaini　(b)Syed Husein Huseini
　称号　不明
　役職　アラク（Arak）重水研究炉計画（Heavy Water Research Reactor（IR―40）project）に関与するイラン原子力庁（AEOI）職員
　生年月日　1973年７月27日
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　K8196482
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―34
　その他参考となるべき事項　なし

35　氏名　M．ジャヴァード・キャリーミー・サーベット（M. JAVAD KARIMI SABET）
　別名　(a)Mohammed Sabet　(b)Mohammad Sabet　(c)M. Javad Kareemi Sabet　(d)M. Jawad Kareemi Sabet　(e)M. Jawad Karimi Sabet
　称号　不明
　役職　決議第1747号（2007年）で指定されたノヴィン・エナジー・カンパニー（Novin Energy Company）社長
　生年月日　1973年７月25日
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―35
　その他参考となるべき事項　なし

36　氏名　ハミード＝レザー・モハジェラニー（HAMID-REZA MOHAJERANI）
　別名　Hamid Reza Mohajerani Araghi
　称号　不明
　役職　不明
　生年月日　1977年９月９日
　出生地　不明
　国籍　Iran (Islamic Republic of)
　旅券番号　Diplomatic Passport : Z30321794, issued in Iran (Islamic Republic of) (Issued on 12 June 2014, expires 12 June 2019 Iran (Islamic Republic of))
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―36
　その他参考となるべき事項　イスファハン（Esfahan）のウラン転換施設（Uranium Conversion Facility（UCF））の生産管理に関与。

37　氏名　モハンマド・レザー・ナクディ（MOHAMMAD REZA NAQDI）
　別名　不明
　称号　不明
　役職　(a)密輸対策庁長官（Head of State Anti-Smuggling Headquarters）　(b)元国軍参謀本部兵站・産業研究担当部長（Former Deputy Chief of Armed Forces General Staff for Logistics and Industrial Research）　(c)准将（Brigadir-General）
　生年月日　(a)1949年２月11日　(b)1952年２月11日　(c)1953年２月11日　(d)1961年２月11日
　出生地　(a)Najaf, Iraq　(b)Tehran, Iran (Islamic Republic of)
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―37
　その他参考となるべき事項　決議第1737号（2006年）及び決議第1747号（2007年）により課された制裁を迂回する取組に関与。

38　氏名　フーシャング・ノーバリー（HOUSHANG NOBARI）
　別名　不明
　称号　不明
　役職　不明
　生年月日　不明
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―38
　その他参考となるべき事項　ナタンズ濃縮施設（Natanz enrichment complex）の管理に関与。

39　氏名　アッバース・ラシディ（ABBAS RASHIDI）
　別名　(a)Abas Rashidi　(b)Abbas Rashedi　(c)Abas Rashedi
　称号　不明
　役職　不明
　生年月日　不明
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―39
　その他参考となるべき事項　ナタンズ（Natanz）の濃縮作業に関与。

40　氏名　ガーセム・ソレイマニ（GHASEM SOLEYMANI）
　別名　(a)Ghasim Soleymani　(b)Ghasem Sulaymani　(c)Ghasem Solaymani
　称号　不明
　役職　サガンド・ウラン鉱山（Saghand Uranium Mine）・ウラン採掘操業（Uranium Mining Operations）課長
　生年月日　不明
　出生地　不明
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―40
　その他参考となるべき事項　なし
41　氏名　ジャヴァード・ラヒーギ（JAVAD RAHIQI）
　別名　(a)Javad Rahigi　(b)Jawad Rahigi　(c)Jawad Rahiqi
　称号　不明
　役職　イラン原子力庁（AEOI）イスファハン・ニュークリア・テクノロジー・センター所長（Head of AEOI Esfahan Nuclear Technology Center）
　生年月日　1954年４月24日
　出生地　Marshad, Iran (Islamic Republic of)
　国籍　不明
　旅券番号　不明
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―41
　その他参考となるべき事項　なし
42　氏名　アズィーム・アーガージャーニー（AZIM AGHAJANI）
　別名　(a)アズィーム・アドハジャーニー（Azim Adhajani）　(b)Azim Agha-Jani
　称号　不明
　役職　不明
　生年月日　不明
　出生地　不明
　国籍　Iran (Islamic Republic of)
　旅券番号　(a)6620505, issued in Iran (Islamic Republic of)　(b)9003213, issued in Iran (Islamic Republic of)
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2012年４月18日（2014年12月17日に改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―42
　その他参考となるべき事項　決議第1747号（2007年）により指定されたコッツ部隊司令官であるカセム・ソレイマニ少将（ＩＩ―26）の指揮下にあるイスラム革命ガード（IRGC）コッツ部隊のメンバー。イランから武器及び関連物資の輸出を禁じた国連安保理決議第1747号（2007年）の５の規定の違反を手助けした。
43　氏名　アリ・アクバル・タバタバイ（ALI AKBAR TABATABAEI）
　別名　(a)Sayed Akbar Tahmaesebi　(b)Syed Akber Tahmaesebi　(c)Ali Akber Tabatabaei　(d)Ali Akber Tahmaesebi　(e)Ali Akbar Tahmaesebi
　称号　不明
　役職　不明
　生年月日　1967年
　出生地　不明
　国籍　Iran (Islamic Republic of)
　旅券番号　(a)9003213, issued in Iran (Islamic Republic of)　(b)6620505, issued in Iran (Islamic Republic of)
　住所　不明
　名簿に記載された年月日　2012年４月18日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＩ―43
　その他参考となるべき事項　決議第1747号（2007年）により指定されているコッツ部隊司令官であるカセム・ソレイマニ少将（ＩＩ―26）の指揮下にあるIRGCコッツ部隊のメンバー。アリ・アクバル・タバタバイはイランからの武器及び関連物資の輸出を禁じた決議第1747号（2007年）の５の規定の違反を手助けした。

第２　イランに係る大量破壊兵器関連計画等関係者（法人その他の団体）
１　名称　イラン原子力庁（ATOMIC ENERGY ORGANISATION OF IRAN（AEOI））
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　イラン（Iran）
　名簿に記載された年月日　2006年12月23日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ－１
　その他参考となるべき事項　なし
２　名称　メスバーフ・エナジー・カンパニー（MESBAH ENERGY COMPANY）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2006年12月23日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ－２
　その他参考となるべき事項　Provider for A―40 research reactor, Arak.
３　名称　カラ・エレクトリック（KALA-ELECTRIC）
　別名　Kalaye Electric
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2006年12月23日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ－３
　その他参考となるべき事項　Provider for PFEP-Natanz.
４　名称　パルス・トラッシュ・カンパニー（PARS TRASH COMPANY）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2006年12月23日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ－４
　その他参考となるべき事項　Involved in centrifuge programme, identified in IAEA reports.
５　名称　ファラーヤンド・テクニック（FARAYAND TECHNIQUE）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2006年12月23日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ－５
　その他参考となるべき事項　Involved in centrifuge programme, identified in IAEA reports.

6　名称　ディフェンス・インダストリーズ・オーガナイゼーション（DEFENCE INDUSTRIES ORGANISATION（DIO））
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日
名簿記載者公告番号　ＩＥ－６
その他参考となるべき事項　Overarching MODAFL-controlled entity, some of whose subordinates have been involved in the centrifuge programme making components, and in the missile programme.

7　名称　セブンス・オブ・ティール（7TH OF TIR）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＥ－７
その他参考となるべき事項　Subordinate of Defence Industries Organisation (DIO), widely recognized as being directly involved in the nuclear programme.

8　名称　シャヒード・ヘンマット・インダストリアル・グループ（SHAHID HEMMAT INDUSTRIAL GROUP（SHIG））
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日
名簿記載者公告番号　ＩＥ－８
その他参考となるべき事項　Subordinate entity of AIO.

9　名称　シャヒード・バーゲリー・インダストリアル・グループ（SHAHID BAGHERI INDUSTRIAL GROUP（SBIG））
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日
名簿記載者公告番号　ＩＥ－９
その他参考となるべき事項　Subordinate entity of AIO.

10　名称　ファジュル・インダストリアル・グループ（FAJR INDUSTRIAL GROUP）
別名　不明
旧名称　Instrumentation Factory Plant
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2006年12月23日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―10
その他参考となるべき事項　Subordinate entity of AIO.

11　名称　アミュニション・アンド・メタラジー・インダストリーズ・グループ（AMMUNITION AND METALLURGY INDUSTRIES GROUP（AMIG））
別名　Ammunition Industries Group
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2007年３月24日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＥ―11
その他参考となるべき事項　Controls 7th of Tir, which is designated under resolution 1737 (2006) for its role in Iran's centrifuge programme. AMIG is in turn owned and controlled by DIO, which is designated under resolution 1737 (2006).

12　名称　イスファハン・ニュークリアー・フュール・リサーチ・アンド・プロダクション・センター・アンド・エスファハン・ニュークリアー・テクノロジー・センター（ESFAHAN NUCLEAR FUEL RESEARCH AND PRODUCTION CENTRE（NFRPC）AND ESFAHAN NUCLEAR TECHNOLOGY CENTRE（ENTC））
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2007年３月24日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―12
その他参考となるべき事項　Parts of the Atomic Energy Organisation of Iran's (AEOI) Nuclear Fuel Production and Procurement Company, which is involved in enrichment-related activities. AEOI is designated under resolution 1737 (2006).

13　名称　カボシャール・カンパニー（KAVOSHYAR COMPANY）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2007年３月24日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―13
その他参考となるべき事項　Subsidiary company of AEOI which has sought glass fibres, vacuum chamber furnaces and laboratory equipment for Iran's nuclear programme.

14　名称　パルチン・ケミカル・インダストリーズ（PARCHIN CHEMICAL INDUSTRIES）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2007年３月24日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―14
その他参考となるべき事項　Branch of DIO, which produces ammunition, explosives, as well as solid propellants for rockets and missiles.

15　名称　キャラジ・ニュークリアー・リサーチ・センター（KARAJ NUCLEAR RESEARCH CENTRE）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2007年３月24日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―15
その他参考となるべき事項　Part of AEOI's research division.

16　名称　ノヴィン・エナジー・カンパニー（NOVIN ENERGY COMPANY）
別名　Pars Novin
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2007年３月24日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―16
その他参考となるべき事項　Operates within AEOI and has transferred funds on behalf of AEOI to entities associated with Iran's nuclear programme.

17　名称　クルーズ・ミサイル・インダストリー・グループ（CRUISE MISSILE INDUSTRY GROUP）
　別名　ネイヴァル・ディフェンス・ミサイル・インダストリー・グループ（Naval Defence Missile Industry Group）
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―17
　その他参考となるべき事項　Production and development of cruise missiles. Responsible for naval missiles including cruise missiles.
18　名称　バンク・セパ・アンド・バンク・セパ・インターナショナル（BANK SEPAH AND BANK SEPAH INTERNATIONAL）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―18
　その他参考となるべき事項　Bank Sepah provides support for the Aerospace Industries Organisation (AIO) and subordinates, including Shahid Hemmat Industrial Group (SHIG) and Shahid Bagheri Industrial Group (SBIG), both of which were designated under resolution 1737 (2006).
19　名称　サナム・インダストリアル・グループ（SANAM INDUSTRIAL GROUP）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―19
　その他参考となるべき事項　Subordinate to AIO, which has purchased equipment on AIO's behalf for the missile programme.
20　名称　ヤー・マヘディ・インダストリーズ・グループ（YA MAHDI INDUSTRIES GROUP）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―20
　その他参考となるべき事項　Subordinate to AIO, which is involved in international purchases of missile equipment.
21　名称　コッヅ・エアロノーティクス・インダストリーズ（QODS AERONAUTICS INDUSTRIES）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―21
　その他参考となるべき事項　Produces unmanned aerial vehicles (UAVs), parachutes, paragliders, para-motors, etc. IRGC has boasted of using these products as part of its asymmetric warfare doctrine.
22　名称　パルス・アヴィエーション・サービシーズ・カンパニー（PARS AVIATION SERVICES COMPANY）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―22
　その他参考となるべき事項　Maintains various aircraft, including MI-171, used by IRGC Air Force.
23　名称　ショーア・アヴィエーション（SHO' A' AVIATION）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2007年３月24日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―23
　その他参考となるべき事項　Produces microlights which IRGC has claimed it is using as part of its asymmetric warfare doctrine.
24　名称　アブザール・ボーレシュ・カーベー・カンパニー（ABZAR BORESH KAVEH CO.（BK CO.））
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―24
　その他参考となるべき事項　遠心分離機の部品の生産に関与。
25　名称　バルザガーニー・テジャーラット・タヴァーンマッド・サッカール・カンパニーズ（BARZAGANI TEJARAT TAVANMAD SACCAL COMPANIES）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―25
　その他参考となるべき事項　サッカール・システム・カンパニーズ（Saccal System Companies）の子会社。この会社は決議第1737号（2006年）に記載された団体のために機微な物品の購入を試みた。
26　名称　エレクトロ・サナム・カンパニー（ELECTRO SANAM COMPANY）
　別名　(a)イー・エス・カンパニー（E. S. Co）　(b)イー・エックス・カンパニー（E. X. Co）
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―26
　その他参考となるべき事項　航空宇宙産業機構（AIO）のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。

27　名称　エッテハード・テクニカル・グループ（ETTEHAD TECHNICAL GROUP）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―27
　その他参考となるべき事項　AIOのフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。
28　名称　インダストリアル・ファクトリーズ・オブ・プレシジョン・マシーナリー（INDUSTRIAL FACTORIES OF PRECISION（IFP）MACHINERY）
　別名　インストルメンテイション・ファクトリーズ・プラント（Instrumentation Factories Plant）
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―28
　その他参考となるべき事項　AIOによって幾つかの調達を試みる際に利用された。
29　名称　ジャッベル・イブン・ハヤーン（JABBER IBN HAYAN）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―29
　その他参考となるべき事項　燃料サイクル活動に関与するイラン原子力庁（AEOI）研究所。
30　名称　ジョザー・インダストリアル・カンパニー（JOZA INDUSTRIAL CO.）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―30
　その他参考となるべき事項　AIOのフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。
31　名称　ホラサーン・メタラジー・インダストリーズ（KHORASAN METALLURGY INDUSTRIES）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―31
　その他参考となるべき事項　防衛産業機構（DIO）に従属するアミュニション・アンド・メタラジー・インダストリーズ・グループ（AMIG）の子会社、遠心分離機の部品生産に関与。
32　名称　ニールー・バッテリー・マニュファクチュアリング・カンパニー（NIRU BATTERY MANUFACTURING COMPANY）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―32
　その他参考となるべき事項　DIOの子会社、その役割はミサイル・システムを含むイラン軍用動力装置を製造すること。
33　名称　ピーシュガーム・エナジー・インダストリーズ（PISHGAM ENERGY INDUSTRIES）
　別名　パイオニア・エナジー・インダストリーズ（Pioneer Energy Industries）
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―33
　その他参考となるべき事項　イスファハン（Esfahan）のウラン転換施設（Uranium Conversion Facility（UCF））の建設に参加。
34　名称　セイフティー・エクイップメント・プロキュアメント（SAFETY EQUIPMENT PROCUREMENT（SEP））
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―34
　その他参考となるべき事項　AIOのフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。
35　名称　タマース・カンパニー（TAMAS COMPANY）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2008年３月３日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―35
　その他参考となるべき事項　濃縮関連活動に関与。TAMASはその下に設立された４子会社（１社は精錬のためのウラン抽出、もう１社はウランの加工、濃縮及び廃棄を担当。）を支配する組織。
36　名称　アミーン・インダストリアル・コンプレックス（AMIN INDUSTRIAL COMPLEX）
　別名　(a)アミーン・インダストリアル・コンパウンド（Amin Industrial Compound）　(b)アミーン・インダストリアル・カンパニー（Amin Industrial Company）
　旧名称　不明
　所在地　(a)P. O. Box 91735-549, Mashad, Iran (Islamic Republic of)　(b)Amin Industrial Estate, Khalage Rd., Seyedi District, Mashad, Iran (Islamic Republic of)　(c)Kaveh Complex, Khalaj Rd., Seyedi St., Mashad, Iran (Islamic Republic of)
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―36
　その他参考となるべき事項　アミーン・インダストリアル・コンプレックスは、原子力研究及び操業・生産施設において使用される温度制御装置を入手しようとした。アミーン・インダストリアル・コンプレックスは、決議第1737号（2006年）で指定されたDIOにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

37　名称　アーマメント・インダストリーズ・グループ（ARMAMENT INDUSTRIES GROUP（AIG））
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　(a)Sepah Islam Road, Karaj Special Road Km 10, Iran (Islamic Republic of)　(b)Pasdaran Ave., Tehran, Iran (Islamic Republic of)　(c)P. O. Box 19585/777, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―37
　その他参考となるべき事項　アーマメント・インダストリーズ・グループ（AIG）は、種々の小型武器（大口径及び中口径銃並びに関連技術を含む。）を製造及び提供している。AIGは、ハディード・インダストリー・コンプレックスを通じ、その多くの調達活動を実施している。
38　名称　ディフェンス・テクノロジー・アンド・サイエンス・リサーチ・センター（DEFENSE TECHNOLOGY AND SCIENCE RESEARCH CENTER（DTSRC））
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　Pasdaran Av., PO Box 19585/777, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―38
　その他参考となるべき事項　ディフェンス・テクノロジー・アンド・サイエンス・リサーチ・センター（DTSRC）は、イランの国防研究及び開発、生産、維持、輸出及び調達を監督しているイラン国防軍需省（MODAFL）により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
39　名称　ドゥースターン・インターナショナル・カンパニー（DOOSTAN INTERNATIONAL COMPANY（DICO））
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日（2014年12月17日改訂）
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―39
　その他参考となるべき事項　ドゥースターン・インターナショナル・カンパニー（DICO）は、イランの弾道ミサイル計画に設備を供給している。
40　名称　ファラーサーフト・インダストリーズ（FARASAKHT INDUSTRIES）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　P. O. Box 83145-311, Kilometer 28, Esfahan-Tehran Freeway, Shahin Shahr, Esfahan, Iran (Islamic Republic of)
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―40
　その他参考となるべき事項　ファラーサーフト・インダストリーズは、MODAFLにより所有又は管理されているイラン・エアークラフト・マニュファクチュアリング・カンパニーにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
41　名称　ファースト・イースト・エクスポート・バンク・ピー・エル・シー（FIRST EAST EXPORT BANK, P. L. C.）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　Unit Level 10 (B1), Main Office Tower, Financial Park Labuan, Jalan Merdeka, 87000 WP, Labuan, Malaysia
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―41
　その他参考となるべき事項　ファースト・イースト・エクスポート・バンク、PLCは、バンク・メッラットにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。バンク・メッラットは、過去七年にわたり、イランの核、ミサイル及び国防機関のための取引において数億ドルを得てきた。（Additional information: Business Registration Number LL06889（Malaysia））
42　名称　カーヴェ・カッティング・ツールズ・カンパニー（KAVEH CUTTING TOOLS COMPANY）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　(a)3rd Km of Khalaj Road, Seyyedi Street, Mashad, 91638, Iran (Islamic Republic of)　(b)Km 4 of Khalaj Road, End of Seyedi Street, Mashad, Iran (Islamic Republic of)　(c)P. O. Box 91735-549, Mashad, Iran (Islamic Republic of)　(d)Khalaj Rd., End of Seyyedi Alley, Mashad, Iran (Islamic Republic of)　(e)Moqan St., Pasdaran St., Pasdaran Cross Rd., Tehran, Iran (Islamic Republic of)
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―42
　その他参考となるべき事項　カーヴェ・カッティング・ツールズ・カンパニーは、DIOにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
43　名称　M．バーバーイ・インダストリーズ（M. BABAIE INDUSTRIES）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　P.O. Box 16535―76, Tehran, 16548, Iran (Islamic Republic of)
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―43
　その他参考となるべき事項　M．バーバーイ・インダストリーズは、イランのAIOのシャヒード・アフマド・カーゼミ・インダストリーズ・グループ（公式にはエアー・ディフェンス・ミサイル・インダストリーズ・グループ）の下部団体である。AIOは、決議第1737号（2006年）で指定されたミサイル組織であるシャヒード・ヘンマット・インダストリアル・グループ（SHIG）及びシャヒード・バーケリー・インダストリアル・グループ（SBIG）を管理している。
44　名称　マレク・アシュタル・ユニバーシティー（MALEK ASHTAR UNIVERSITY）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　Corner of Imam Ali Highway and Babaei Highway, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―44
　その他参考となるべき事項　MODAFL内のDTRSCの下部組織である。これは従前のフィジックス・リサーチ・センター（PHRC）に該当する研究グループを含んでいる。IAEAの査察官は、イランの核計画の軍事的側面の可能性についての未解決の問題を解決するために、職員に面談をすること又はこの組織の管理下にある文書を調べることを認められていない。
45　名称　ミニストリー・オブ・ディフェンス・ロジスティクス・エクスポート（MINISTRY OF DEFENSE LOGISTICS EXPORT）
　別名　MODLEX
　旧名称　不明
　所在地　(a)P.O. Box 16315―189, Tehran, Iran (Islamic Republic of)　(b) Located on the west side of Dabestan Street, Abbas Abad District, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―45
　その他参考となるべき事項　ミニストリー・オブ・ディフェンス・ロジスティクス・エクスポート（MODLEX）は、イランが武器及び関連物資を販売することを禁止した決議第1747号（2007年）に違反して、イランが製造した武器を全世界の顧客に販売している。

46　名称　ミーザン・マシーナリー・マニュファクチュアリング（MIZAN MACHINERY MANUFACTURING）
別名　スリー・エム・ジー（3MG）
旧名称　不明
所在地　P.O. Box 16595―365, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―46
その他参考となるべき事項　ミーザン・マシーナリー・マニュファクチュアリング（3MG）は、SHIGにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

47　名称　モダン・インダストリーズ・テクニック・カンパニー（MODERN INDUSTRIES TECHNIQUE COMPANY（MITEC））
別名　(a)MITEC　(b)ラーフカール・カンパニー（Rahkar Company）　(c)ラーフカール・インダストリーズ（Rahkar Industries）　(d)ラーフカール・サナーイエ・カンパニー（Rahkar Sanaye Company）　(e)ラーフカール・サナーイエ・ノビィン（Rahkar Sanaye Novin）
旧名称　不明
所在地　Arak, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2010年６月９日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＥ―47
その他参考となるべき事項　モダン・インダストリーズ・テクニック・カンパニー（MITEC）は、アラクにおけるIR―40重水炉の設計及び建設に責任を有している。MITECは、IR―40重水炉の建設のための調達を主導した。

48　名称　ニュークリアー・リサーチ・センター・フォー・アグリカルチャー・アンド・メディシン（NUCLEAR RESEARCH CENTER FOR AGRICULTURE AND MEDICINE（NFRPC））
別名　(a)センター・フォー・アグリカルチュラル・リサーチ・アンド・ニュークリアー・メディシン（Center for Agricultural Research and Nuclear Medicine）　(b)キャラジ・アグリカルチュラル・アンド・メディカル・リサーチ・センター（Karaji Agricultural and Medical Research Center）
旧名称　不明
所在地　P.O. Box 31585―4395, Karaj, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2010年６月９日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＥ―48
その他参考となるべき事項　ニュークリアー・リサーチ・センター・フォー・アグリカルチャー・アンド・メディシン（NFRPC）は、決議第1737号（2006年）で指定されたイラン原子力庁（AEOI）の大規模な研究部門である。NFRPCは、核燃料の開発のためのAEOIの中心であり、濃縮関連活動に関与している。

49　名称　ペジュマーン・インダストリアル・サービシーズ・コーポレーション（PEJMAN INDUSTRIAL SERVICES CORPORATION）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　P.O. Box 16785―195, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―49
その他参考となるべき事項　ペジュマーン・インダストリアル・サービシーズ・コーポレーションは、SBIGにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

50　名称　サバーラーン・カンパニー（SABALAN COMPANY）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　Damavand Tehran Highway, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―50
その他参考となるべき事項　サバーラーンは、SHIGの別名である。

51　名称　サハンド・アルミニウム・パーツ・インダストリアル・カンパニー（SAHAND ALUMINUM PARTS INDUSTRIAL COMPANY（SAPICO））
別名　不明
旧名称　不明
所在地　Damavand Tehran Highway, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―51
その他参考となるべき事項　サハンド・アルミニウム・パーツ・インダストリアル・カンパニー（SAPICO）は、SHIGの別名である。

52　名称　シャヒード・ハッラーズィ・インダストリーズ（SHAHID KARRAZI INDUSTRIES）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　Tehran, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―52
その他参考となるべき事項　シャヒード・ハッラーズィ・インダストリーズは、SBIGにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

53　名称　シャヒード・サッターリ・インダストリーズ（SHAHID SATTARI INDUSTRIES）
別名　シャヒード・サッターリ・グループ・エクイップメント・インダストリーズ（Shahid Sattari Group Equipment Industries）
旧名称　不明
所在地　Southeast Tehran, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―53
その他参考となるべき事項　シャヒード・サッターリ・インダストリーズは、SBIGにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

54　名称　シャヒード・サイヤーデ・シーラーズィ・インダストリーズ（SHAHID SAYYADE SHIRAZI INDUSTRIES（SSSI））
別名　不明
旧名称　不明
所在地　(a)Next To Nirou Battery Mfg. Co, Shahid Babaii Expressway, Nobonyad Square, Tehran, Iran (Islamic Republic of)　(b)Pasdaran St., P.O. Box 16765, Tehran, 1835, Iran (Islamic Republic of)　(c)Babaei Highway-Next to Niru M.F.G, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―54
その他参考となるべき事項　シャヒード・サイヤーデ・シーラーズィ・インダストリーズ（SSSI）は、DIOにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

55　名称　スペシャル・インダストリーズ・グループ（SPECIAL INDUSTRIES GROUP（SIG））
別名　不明
旧名称　不明
所在地　Pasdaran Avenue, PO Box 19585／777, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―55
その他参考となるべき事項　スペシャル・インダストリーズ・グループ（SIG）は、DIOの下部組織である。

56　名称　ティーズ・パールス（TIZ PARS）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　Damavand Tehran Highway, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―56
その他参考となるべき事項　ティーズ・パールスは、SHIGの別名である。ティーズ・パールスは、2007年の４月と７月の間、SHIGのために、イランのミサイル計画に実質的に寄与し得る五軸レーザー溶接・切断機を調達することを試みた。

57　名称　ヤズド・メタラージー・インダストリーズ（YAZD METALLURGY INDUSTRIES（YMI））
別名　⒜ヤズド・アミュニション・マニュファクチュアリング・アンド・メタラージー・インダストリーズ（Yazd Ammunition Manufacturing and Metallurgy Industries）⒝ディレクトレート・オブ・ヤズド・アミュニション・アンド・メタラージー・インダストリーズ（Directorate of Yazd Ammunition and Metallurgy Industries）
旧名称　不明
所在地　⒜Pasdaran Avenue, next to Telecommunication Industry, Tehran, 16588, Iran (Islamic Republic of) ⒝Postal Box 89195／878, Yazd, Iran (Islamic Republic of) ⒞P.O. Box 89195―678, Yazd, Iran (Islamic Republic of) ⒟Km 5 of Taft Road, Yazd, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―57
その他参考となるべき事項　ヤズド・メタラージー・インダストリーズ（YMI）は、DIOの下部組織である。

58　名称　ファーテル・インスティチュート（FATER INSTITUTE）
別名　ファアテル・インスティチュート（Faater Institute）
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―58
その他参考となるべき事項　ハタモル・アンビア（KAA）の子会社。ファーテルは、イランにおけるイスラム革命ガード（IRGC）のプロジェクトにおいて、おそらく他のKAAの会社のために、外国の供給者と協力している。

59　名称　ガラールガーヘ・サーザンデギー・ガーエム（GHARAGAHE SAZANDEGI GHAEM）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―59
その他参考となるべき事項　ガラールガーヘ・サーザンデギー・ガーエムは、KAAにより所有又は管理されている。

60　名称　ゴルブ・カルバラ（GHORB KARBALA）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―60
その他参考となるべき事項　ゴルブ・カルバラは、KAAにより所有又は管理されている。

61　名称　ゴルブ・ヌーフ（GHORB NOOH）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―61
その他参考となるべき事項　ゴルブ・ヌーフは、KAAにより所有又は管理されている。

62　名称　ハラ・カンパニー（HARA COMPANY）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―62
その他参考となるべき事項　ゴルブ・ヌーフにより所有又は管理されている。

63　名称　イーメンサーザーン・コンサルタント・エンジニアーズ・インスティチュート（IMENSAZAN CONSULTANT ENGINEERS INSTITUTE）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2010年６月９日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―63
その他参考となるべき事項　KAAにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

64　名称　ハタモル・アンビア・コンストラクション・ヘッドクウォーターズ（KHATAM AL-ANBIYA CONSTRUCTION HEADQUARTERS（KAA））
別名　不明
旧名称　不明
所在地　不明
名簿に記載された年月日　2010年６月９日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＥ―64
その他参考となるべき事項　ハタモル・アンビア・コンストラクション・ヘッドクウォーターズ（KAA）は、大規模な非軍事上及び軍事上の建設計画及びその他の技術活動に関与しているIRGCが所有する会社である。同社は、パッシブ・ディフェンス・オーガナイゼイション・プロジェクトの相当の量の業務を行っている。特に、KAAの子会社は、コム・フォルドにおけるウラン濃縮サイトの建設に深く関与していた。

65　名称　マキン（MAKIN）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―65
　その他参考となるべき事項　マキンは、KAAにより所有又は管理され，若しくは代理として行動しており、KAAの下部団体である。
66　名称　オムラーン・サーヘル（OMRAN SAHEL）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―66
　その他参考となるべき事項　ゴルブ・ヌーフにより所有又は管理されている。
67　名称　オリエンタル・オイル・キーシュ（ORIENTAL OIL KISH）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―67
　その他参考となるべき事項　オリエンタル・オイル・キーシュは、KAAにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
68　名称　ラーフ・サーヘル（RAH SAHEL）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―68
　その他参考となるべき事項　ラーフ・サーヘルは、KAAにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
69　名称　ラハーブ・エンジニアリング・インスティチュート（RAHAB ENGINEERING INSTITUTE）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―69
　その他参考となるべき事項　ラハーブは、KAAにより所有又は管理され、若しくは代理として行動しており、KAAの下部団体である。
70　名称　サーヘル・コンサルタント・エンジニアーズ（SAHEL CONSULTANT ENGINEERS）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―70
　その他参考となるべき事項　ゴルブ・ヌーフにより所有され又は管理されている。
71　名称　セパニール（SEPANIR）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―71
　その他参考となるべき事項　セパニールは、KAAにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
72　名称　セパーサッド・エンジニアリング・カンパニー（SEPASAD ENGINEERING COMPANY）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　不明
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―72
　その他参考となるべき事項　セパーサッド・エンジニアリング・カンパニーは、KAAにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
73　名称　イラノ・ヒンド・シッピング・カンパニー（IRANO HIND SHIPPING COMPANY）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　(a)18 Mehrshad Street, Sadaghat Street, Opposite of Park Mellat, Valie-Asr Ave., Tehran, Iran (Islamic Republic of)　(b)265, Next to Mehrshad, Sedaghat St., Opposite of Mellat Park, Vali Asr Ave., Tehran, 1A001, Iran (Islamic Republic of)
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―73
　その他参考となるべき事項　なし
74　名称　IRISL・ベネルックス・NV（IRISL BENELUX NV）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　Noorderlaan 139, B―2030, Antwerp, Belgium
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―74
　その他参考となるべき事項　Additional information : VAT Number BE480224531
75　名称　サウス・シッピング・ライン・イラン（SOUTH SHIPPING LINE IRAN）
　別名　不明
　旧名称　不明
　所在地　(a)Qaem Magham Farahani St., Tehran, Iran (Islamic Republic of)　(b)Apt. No. 7, 3rd Floor, No. 2, 4th Alley, Gandi Ave., Tehran, Iran (Islamic Republic of)
　名簿に記載された年月日　2010年６月９日
　名簿記載者公告番号　ＩＥ―75
　その他参考となるべき事項　なし

76　名称　ベヒーネ・トレーディング・カンパニー（BEHINEH TRADING CO.）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　Tavakoli Building, Opposite of 15th Alley, Emam-Jomeh Street, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2012年４月18日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―76
その他参考となるべき事項　イランの西アフリカへの不法な武器移送に主要な役割を果たしたイラン企業であり、武器移送の船積み会社として、決議1747号（2007年）により指定されたカセム・ソレイマニ少将コッズ部隊司令官の指揮下にあるIRGCコッズ部隊の代理として行動している。電話番号：98―919―538―2305，ウェブサイト：http://www.behinehco.ir

77　名称　SADインポート・エクスポート・カンパニー（SAD IMPORT EXPORT COMPANY）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　(a)Haftom Tir Square, South Mofte Avenue, Tour Line No 3／1, Tehran, Iran (Islamic Republic of)　(b)P.O. Box 1584864813, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2012年12月20日（2014年12月17日改訂）
名簿記載者公告番号　ＩＥ―77
その他参考となるべき事項　SADインポート・エクスポート・カンパニーは、決議第1747号（2007年）の５の規定に違反し、指定団体であるパルチン・ケミカル・インダストリーズ及びセプンス・オブ・ティール・インダストリーズを支援している。

78　名称　ヤス・エア（YAS AIR）
別名　不明
旧名称　不明
所在地　Mehrabad International Airport, Next to Terminal No. 6, Tehran, Iran (Islamic Republic of)
名簿に記載された年月日　2012年12月20日
名簿記載者公告番号　ＩＥ―78
その他参考となるべき事項　ヤス・エアは、決議第1747号（2007年）により指定されたパルス・アヴィエーション・サービシーズ・カンパニーによって所有されていたパルス・エアの新しい名称である。ヤス・エアは、決議第1747号（2007年）の５の規定に違反し、パルス・アヴィエーション・サービシーズ・カンパニーを支援している。

附　則

この告示は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百五十六号）の施行の日（令和七年十月十八日）から施行する。

官庁報告

国家試験

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

令和七年十月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

1　水先人試験を行う期日及び場所、受験申請書の提出先及び提出期限並びに合格発表日

一　他の水先区の一級水先人の免許を現に受けている者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
函館水先区	令和七年十二月五日	北海道運輸局（北海道札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎）	北海道運輸局海部船員労働環境・海技資格課（北海道札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎　郵便番号〇六〇―〇〇四二）	令和七年十一月十日（郵送による場合は、十一月十日必着）	合格発表日は、地方運輸局より通知する。
酒田水先区	令和七年十二月二日	東北運輸局（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町仙台第四合同庁舎）	東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町一番地　仙台第四合同庁舎　郵便番号九八三―八五三七）		
長崎水先区	令和七年十二月三日	九州運輸局（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎新館）	九州運輸局海上安全環境部海技資格課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎新館　郵便番号八一二―〇〇一二）		

備考

筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

口　述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

二　同一の水先区の二級水先人の免許を現に受けている者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
東京湾水先区	令和七年十二月二日	関東運輸局（神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎）	関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎　郵便番号二三一―八四三三）	令和七年十一月十日（郵送による場合は、十一月十日必着）	合格発表日は、地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。
伊勢三河湾水先区		中部運輸局（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館）	中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館　郵便番号六〇―八五二八）		
大阪湾水先区及び内海水先区		神戸運輸監理部（兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎）	神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課（兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎　郵便番号六五〇―〇〇四二）		

関門水先区及び島原海湾水先区		九州運輸局（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎新館）	九州運輸局海上安全環境部海技資格課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎新館）　郵便番号八一二―〇〇一三）		

備考
　筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験
　期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。

三　同一の水先区の三級水先人の免許を現に受けている者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
東京湾水先区	令和七年十二月二日	関東運輸局（神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎）	関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎　郵便番号二三一―八四三三）	令和七年十一月十日（郵送による場合は、十一月十日必着）	合格発表日は、地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。
伊勢三河湾水先区		中部運輸局（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館）	中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（愛知県名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館　郵便番号四六〇―八五二八）		
大阪湾水先区及び内海水先区		神戸運輸監理部（兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第一地方合同庁舎）	神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎　郵便番号六五〇―〇〇四二）		

備考
　筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験
　期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。

2　その他

一　郵便により受験申請するときは、氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手百十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

二　試験の詳細については、試験を行う場所を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。

三　筆記試験又は口述試験を受けることができなかった者、又はこれに合格しなかった者に対して、筆記試験又は口述試験の追試験を行う場合は、試験を行う場所を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）より通知する。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

企業年金基金合併公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第53条の２の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．合併認可年月日　令和７年10月１日

２．合併により消滅した企業年金基金の名称及び所在地　四国自動車企業年金基金　愛媛県松山市水泥町455番地１

令和７年10月17日

岡山県岡山市北区厚生町３丁目１番15号
全国ビジネス企業年金基金
理事長　宮原　一也

企業年金基金変更公告

非破壊検査業企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都中央区日本橋富沢町７－７タイヨービル３階

２．旧事務所の所在地　東京都千代田区神田須田町１―18―６第１谷ビル

３．変更年月日　令和７年９月27日

令和７年10月17日

非破壊検査業企業年金基金
理事長　小林　　誠

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第19号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年10月17日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

東名集中工事（首都圏）に伴う料金調整の実施について

１．東名集中工事に伴う料金調整①

⑴　料金調整を行う自動車

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまで各インターチェンジ（以下､｢高井戸インターチェンジ等」という。)を流出又は流入する全自動車。

ただし、中央自動車道富士吉田線の相模湖インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの各インターチェンジ、中央自動車道西宮線の勝沼インターチェンジから小牧東インターチェンジまでの各インターチェンジ、中央自動車道長野線の各インターチェンジ、第一東海自動車道の東京インターチェンジから綾瀬スマートインターチェンジまでの各インターチェンジ、東海北陸自動車道の南砺スマートインターチェンジから関インターチェンジまでの各インターチェンジ、中部横断自動車道の六郷インターチェンジから白根インターチェンジまでの各インターチェンジ､北陸自動車道の朝日インターチェンジから小松インターチェンジまでの各インターチェンジ、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道)の相模原愛川インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの各インターチェンジ、一般国道475号（東海環状自動車道）の土岐南多治見インターチェンジから本巣インターチェンジまでの各インターチェンジ並びに東日本高速道路株式会社が管理する高速道路の各インターチェンジを流出又は流入する自動車を除く。

⑵　料金調整額等

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジ等と各インターチェンジ相互間の料金の額は、ＥＴＣ車における中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジ等と各インターチェンジ相互間の料金の額のうち、ＥＴＣ車における第一東海自動車道の東京インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額を超える額を減じた額とする。

⑶　実施期間

令和７年10月20日から令和７年11月８日まで

⑷　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録)、深夜割引（コーポレート契約)、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下､｢新深夜割引」という。)との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．東名集中工事に伴う料金調整②

⑴　料金調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、小田原厚木道路又は一般道への迂回を目的として、⑷に定めるＡインターチェンジから流出し、Ｂインターチェンジから再流入して､順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が小田原厚木道路又は一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和７年10月20日から令和７年11月８日まで

⑷　対象インターチェンジ

上り線

Ａインターチェンジ	Ｂインターチェンジ
第一東海自動車道の秦野中井インターチェンジから御殿場インターチェンジまでの各インターチェンジ、ただし足柄スマートインターチェンジを除く 第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジ及び長泉沼津インターチェンジ	第一東海自動車道の厚木インターチェンジ及び秦野中井インターチェンジ 第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジから新秦野インターチェンジまでの各インターチェンジ 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木インターチェンジと海老名インターチェンジ

下り線

Ａインターチェンジ	Ｂインターチェンジ
第一東海自動車道の厚木インターチェンジから大井松田インターチェンジまでの各インターチェンジ 第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジから新秦野インターチェンジまでの各インターチェンジ 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木インターチェンジと海老名インターチェンジ	第一東海自動車道の秦野中井インターチェンジから御殿場インターチェンジまでの各インターチェンジ、ただし足柄スマートインターチェンジを除く 第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジ及び長泉沼津インターチェンジ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

３．東名集中工事に伴う料金調整③

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、⑷に定める入口インターチェンジ及び出口インターチェンジ相互間を利用し、東富士五湖道路及び一般道への迂回を目的として、⑸に定めるＡインターチェンジから流出し、Ｂインターチェンジから再流入して、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が東富士五湖道路及び一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和７年10月20日から令和７年11月８日まで。

⑷　対象入口・出口インターチェンジ

・上り線

入口インターチェンジ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	第一東海自動車道の駒門スマートインターチェンジから小牧インターチェンジまでの各インターチェンジ
	第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津インターチェンジから東海インターチェンジまでの各インターチェンジ、清水いはらインターチェンジ及び浜松いなさインターチェンジ
	中部横断自動車道の富沢インターチェンジ
	一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田松平インターチェンジからせと品野インターチェンジまで及び大野神戸インターチェンジから養老インターチェンジまでの各インターチェンジ
	一般国道302号（伊勢湾岸道路）の各インターチェンジ
	中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから八日市インターチェンジまでの各インターチェンジ
	北陸自動車道の米原インターチェンジから敦賀インターチェンジまでの各インターチェンジ
	東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから岐阜各務原インターチェンジまでの各インターチェンジ
	近畿自動車道伊勢線の各インターチェンジ
	近畿自動車道尾鷲多気線の各インターチェンジ
	近畿自動車道名古屋亀山線の各インターチェンジ
	近畿自動車道名古屋神戸線の各インターチェンジ
	近畿自動車道敦賀線の各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する路線	全インターチェンジ

出口インターチェンジ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの各インターチェンジ
	一般国道468号線（首都圏中央連絡自動車道）の海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの各インターチェンジ
東日本高速道路株式会社が管理する路線	関越自動車道上越線の小諸インターチェンジから上越高田インターチェンジまでの各インターチェンジ、中央自動車道長野線の各インターチェンジ及び北陸自動車道の親不知インターチェンジから西山インターチェンジまでの各インターチェンジを除く全インターチェンジ

・下り線

入口インターチェンジ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの各インターチェンジ
	一般国道468号線（首都圏中央連絡自動車道）の海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの各インターチェンジ
東日本高速道路株式会社が管理する路線	関越自動車道上越線の小諸インターチェンジから上越高田インターチェンジまでの各インターチェンジ、中央自動車道長野線の各インターチェンジ及び北陸自動車道の親不知インターチェンジから西山インターチェンジまでの各インターチェンジを除く全インターチェンジ

出口インターチェンジ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	第一東海自動車道の駒門スマートインターチェンジから小牧インターチェンジまでの各インターチェンジ
	第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津インターチェンジから東海インターチェンジまでの各インターチェンジ、清水いはらインターチェンジ及び浜松いなさインターチェンジ
	中部横断自動車道の富沢インターチェンジ
	一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田松平インターチェンジからせと品野インターチェンジまで及び大野神戸インターチェンジから養老インターチェンジまでの各インターチェンジ
	一般国道302号（伊勢湾岸道路）の各インターチェンジ
	中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから八日市インターチェンジまでの各インターチェンジ
	北陸自動車道の米原インターチェンジから敦賀インターチェンジまでの各インターチェンジ
	東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから岐阜各務原インターチェンジまでの各インターチェンジ
	近畿自動車道伊勢線の各インターチェンジ
	近畿自動車道尾鷲多気線の各インターチェンジ
	近畿自動車道名古屋亀山線の各インターチェンジ
	近畿自動車道名古屋神戸線の各インターチェンジ
	近畿自動車道敦賀線の各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する路線	全インターチェンジ

⑸　対象流出・再流入インターチェンジ

上り線

Aインターチェンジ	Bインターチェンジ
第一東海自動車道の御殿場インターチェンジ 第二東海自動車道の新御殿場インターチェンジ	一般国道138号（東富士五湖道路）の須走インターチェンジ

下り線

Aインターチェンジ	Bインターチェンジ
一般国道138号（東富士五湖道路）の須走インターチェンジ	第一東海自動車道の御殿場インターチェンジ 第二東海自動車道の新御殿場インターチェンジ

⑹　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和７年阪神高速公告第19号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を令和７年10月18日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年10月17日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　上松　英司

記

１．記〔１〕５⑯⑥ハを次のように改める。

ハ　割引を実施する期間

令和７年10月18日から令和８年３月29日までの間における土曜日、日曜日及び祝日〔国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日をいう。〕。ただし、12月27日、12月28日、１月１日、１月３日及び１月４日を除く。

解 散 公 告

小樽化製水産加工業協同漁業組合は、令和７年５月26日現在において最後の登記後、５年を経過しており、水産業協同組合法第96条第５項において準用する第68条の２第１項により、みなし解散となりましたので、まだ事業を廃止していないときは、本公告掲載の翌日から２箇月以内に届出て下さい。

なお、上期間内に届出がないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなします。

令和７年10月17日

札幌市中央区北３条西６丁目

北海道知事　鈴木　直道

解散公告

三鱗日本海水産加工業協同組合は、令和７年８月29日現在において最後の登記後、５年を経過しており、水産業協同組合法第96条第５項において準用する第68条の２第１項により、みなし解散となりましたので、まだ事業を廃止していないときは、本公告掲載の翌日から２箇月以内に届出て下さい。

なお、上期間内に届出がないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなします。

令和７年10月17日

札幌市中央区北３条西６丁目

北海道知事　鈴木　直道

解散公告

北海道真珠養殖漁業生産組合は、令和７年６月10日現在において最後の登記後、５年を経過しており、水産業協同組合法第86条第４項において準用する第68条の２第１項により、みなし解散となりましたので、まだ事業を廃止していないときは、本公告掲載の翌日から２箇月以内に届出て下さい。

なお、上期間内に届出がないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなします。

令和７年10月17日

札幌市中央区北３条西６丁目

北海道知事　鈴木　直道

解散公告

江別漁業生産組合は、令和７年６月10日現在において最後の登記後、５年を経過しており、水産業協同組合法第86条第４項において準用する第68条の２第１項により、みなし解散となりましたので、まだ事業を廃止していないときは、本公告掲載の翌日から２箇月以内に届出て下さい。

なお、上期間内に届出がないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなします。

令和７年10月17日

札幌市中央区北３条西６丁目

北海道知事　鈴木　直道

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

札幌市北区新琴似七条十四丁目二番四号

サンエステート合同会社

清算人　工藤　昭枝

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

札幌市清田区真栄四条三丁目四番１号

有限会社丸富佐々木板金工業所

代表清算人　太田　正彦

解散公告

当社は、令和七年九月三十日付けの株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

札幌市中央区宮の森四条十二丁目二番二八号

有限会社エンボサ

清算人　池田　仁恵

解散公告

当社は、令和七年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

北海道岩見沢市北本町東七丁目六番八号

株式会社大樹

代表清算人　伊勢　一美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

仙台市太白区茂庭字合ノ沢南二〇番地の三

有限会社千葉石油

清算人　千葉　隆

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

宮城県加美郡加美町菜切谷字清水一番三四番地の三

有限会社織田商事

清算人　織田　清吉

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

宮城県石巻市桃生町寺崎字松木畑五二番地二

有限会社エスエスケー室内装飾

清算人　佐々木丈雄

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

宮城県石巻市開成一番地六五

一般財団法人北日本海事国際交流基金

代表清算人　菊池　祐子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

山形県天童市本町一丁目三番一四号

株式会社門脇青果店

代表清算人　門脇美喜子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

山形県山形市城北町一丁目二五番二三号

エス・ワイ地所株式会社

代表清算人　渡邊真樹子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

山形県酒田市一番町一三番一〇号

やまがた小水力発電合同会社

清算人　松井　泰

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

山形県新庄市桧町二六番地五

有限会社トーワホーム

清算人　冨樫　良孝

解散公告

当社は、令和七年九月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

福島県二本松市針道字西ノ内三七番地四

株式会社シンコー

代表清算人　髙野新太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

福島県福島市東浜町二四番一三号

株式会社地域活性化フォーラム

代表清算人　奥山　修司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

茨城県龍ケ崎市藤ケ丘五丁目一一番地三

合同会社あんどう居宅介護支援事業所

清算人　安藤　信子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

茨城県龍ケ崎市佐貫町五五五番地一

関東工業株式会社

代表清算人　寺田　誠

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

茨城県つくば市東新井一九番地三七

株式会社サムライロック

代表清算人　倉持　和彰

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

茨城県つくば市東新井一九番地三七

株式会社つくばリハウス

代表清算人　倉持　和彰

解散公告

当社は、令和五年九月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

栃木県宇都宮市吉野二丁目六番一〇号ヒガノビル二〇五号室

（旧住所　栃木県日光市小佐越一〇七八番地五）

有限会社野沢興産

清算人　小平　磨弓

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

埼玉県比企郡小川町大字小川三九二番地四

株式会社サンピープル

代表清算人　山下　征人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

埼玉県川口市本町一丁目一六番四号―二〇三

株式会社シャルク建築設計事務所

代表清算人　白土　弘

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

埼玉県さいたま市見沼区大字東新井七四〇番地一

合同会社きずな

代表清算人　橋本　優樹

解散公告

当社は、令和七年十月二日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

埼玉県鴻巣市赤見台四丁目一〇番一三号

有限会社宮原金型製作所

清算人　宮田　晃子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

千葉県成田市本城二二二番地一七

有限会社青葉興業

清算人　小幡　知子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

千葉県茂原市高師六九番地

有限会社グッドケア

清算人　伊藤多加子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

千葉県東金市道庭四〇二番地

有限会社クリンテックス

清算人　渡邊　仁

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

千葉県君津市南久保二丁目一三番二五号

有限会社佐久間工務店

清算人　佐久間　勲

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

千葉県袖ケ浦市長浦駅前四丁目一一番地の一三

武田屋株式会社

代表清算人　吉田　嘉夫

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

千葉県船橋市前原西二丁目一五番二〇号

株式会社武田企画

代表清算人　吉田　嘉夫

解散公告

当社は、令和七年六月十三日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

千葉県市川市行徳駅前二丁目六番三号

合同会社Ｌｅｖｉｃａ

代表清算人　藤本　優輝

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

千葉市稲毛区作草部町五七五番地三

有限会社明光印刷

清算人　奥島　圭子

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番一号

ＪＩＡＲＥ第１号株式会社

代表清算人　村上　満保

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都新宿区西新宿四丁目三四番七号

合同会社ｇＣ　Ｄｉｇｉｔａｌ

清算人　株式会社ｇＣ　Ｌａｂｓ

職務執行者　寺村　康

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都江戸川区東葛西八丁目一九番二〇号

株式会社ビークノック

代表清算人　矢島　司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都港区芝浦三丁目四番一号グランパークタワー三四階

ＮＴＴクラウドコミュニケーションズ・ジャパン株式会社

代表清算人　アレクサンダー・ウェーラン

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都港区芝三丁目一四番一〇号

株式会社子宝社

代表清算人　我妻　守

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

合同会社松戸ビルヂング

清算人　滝澤　和政

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｇａｎｇｅｓ一般社団法人

代表清算人　目黒　正行

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｇａｎｇｅｓ１一般社団法人

代表清算人　目黒　正行

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｇａｎｇｅｓ２一般社団法人

代表清算人　目黒　正行

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

日本橋三井タワー二七階

株式会社日本アパレルシステムサイエンス

代表清算人　桑原　伸二

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階

Ａｓｃｏｔｔ Ｈｏｓｐｉｔａｌｉｔｙ Ｈｏｎｍａｃｈｉ合同珍社

清算人　柳田　宗彦

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

一般社団法人いくたま

代表清算人　河原　正幸

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五Ｆ

一般社団法人トドロキ

代表清算人　池田　勉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五Ｆ

一般社団法人ＭＫ

代表清算人　池田　勉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

一般社団法人神宮前

代表清算人　池田　勉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号シルスフィア会計事務所内

千葉稲毛合同会社

清算人　稲葉　孝史

解散公告

当社は、令和七年九月十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

合同会社オレンジビズ

清算人　森田　泉

解散公告

当法人は、令和七年九月二十九日開催の社員総会の決議により九月三十日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都中央区入船一丁目五番一一号五階

特定非営利活動法人組込みソフトウェア管理者・技術者育成研究会

清算人　飯塚　悦功

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都荒川区西日暮里一丁目四〇番六号

東邦製砥株式会社

代表清算人　平山　豊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都目黒区碑文谷六丁目一四番九号

有限会社バイオーガニック研究所

清算人　中島　庸介

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都新宿区新宿五－一八－一二

ＮＥＸＴ－ＧＡＴＥ合同会社

清算人　廣川　真一

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都千代田区一番町九番地八ひばり会計事務所内　合同会社汐留・プロパティーズ

代表清算人　大村　一浩

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都港区六本木七丁目六番一八号マジェスタワー四〇二号　株式会社ハーモニー

代表清算人　姜　真紀夢

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸の内永楽ビルディング

株式会社東京フォレストパワー

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年十月一日、社員の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都中央区京橋二丁目八番二一号

Controlling & Strategy合同会社

代表清算人　福井　英之

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年九月二十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都品川区東五反田三丁目五番一九号

Subway Japan Restaurants合同会社

清算人　松田　章良

解散公告

当社は、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアイーストタワー四階

Ｐｒｏｊｅｃｔ　Ｐｅｏｐｌｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　パンク　コリア

解散公告

当社は、令和七年十月十六日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

エーヴィダブリューエル・ジャパン・リアルエステート特定目的会社

代表清算人　安藤　隆夫

解散公告

当社は、令和七年十月十六日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

エーヴイダブリューエル・ジャパン・リアルエステート2特定目的会社

代表清算人　安藤　隆夫

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都渋谷区神宮前一丁目一一番一一号

グリーンファンタジアビル七〇六

株式会社クレセントスタッフ

代表清算人　石原　肇

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

一般社団法人アマテラス

代表清算人　前田　功輔

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

一般社団法人日比谷開発

代表清算人　長尾　誠

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

合同会社日比谷セントラル1号

代表清算人　一般社団法人日比谷開発

職務執行者　長尾　誠

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

横浜市瀬谷区五貫目町一一番地の八

国産自動車販売株式会社

代表清算人　栗原　政利

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

神奈川県鎌倉市笛田五丁目四五番二二号

有限会社吉田計算センター

清算人　吉田　武男

解散公告

当社は、令和七年九月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

神奈川県大和市中央林間六丁目二七番一三号

メイクラフト株式会社

代表清算人　山﨑　重利

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

川崎市中原区新丸子町九一一番地一―六〇五

合同会社フレンド

清算人　武蔵　昌一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

神奈川県横浜市中区元浜町三―二一―二

ヘリオス関内ビル

株式会社エムアイストーリー

代表清算人　坂本ひろみ

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

神奈川県足柄下郡箱根町強羅一三〇〇番地

一六九強羅スカイヴィラ二一一号

株式会社グレースコーポレーション

代表清算人　栗田なほみグレース

解散公告

当社は、令和七年十月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に当社又は左記申出先にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

神奈川県横浜市港北区大曽根三丁目七番一九号

株式会社アンリティー

代表清算人　小嶋　勇

（申出先）

東京都千代田区九段南四丁目五番一二号

ＡＢＥビル八Ｆ

勇法律事務所

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

石川県白山市八田町一〇〇三番地

有限会社川崎シエル工業所

清算人　川崎　晴彦

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

石川県金沢市広坂一丁目一番四九号

株式会社キタジ

代表清算人　北地　新平

解散公告

当社は、令和七年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

石川県河北郡津幡町字太田い六七番地

有限会社緑化設計

清算人　中村　博之

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

石川県金沢市東山三丁目一一番一一号

有限会社おみメガネ

清算人　小見　英夫

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

福井県福井市みのり二丁目五番一二号

有限会社スリーエスはしもと

代表清算人　橋本　将吉

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

山梨県都留市法能一〇四五番地一ガーデン

タカラ宮代台五〇三　株式会社大豊

代表清算人　志村　泉

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

岐阜県瑞浪市稲津町萩原五二〇番地の一

有限会社加納アルミ

清算人　加納　義彦

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

静岡県富士宮市山宮二一八〇番地の二〇

株式会社コスゲ

代表清算人　小菅ヨシ子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和七年十月十七日

静岡県浜松市中央区湖東町六一六三番地の三

有限会社コダマ工業所

清算人　児玉　登

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和七年十月十七日

静岡県浜松市中央区三幸町四六八番地

有限会社石橋一級建築設計事務所

清算人　石橋　貞雄

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

愛知県名古屋市天白区池場二丁目三二〇二番

有限会社ティアイオー

清算人　山口　則行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

愛知県春日井市鳥居松町六丁目一番地一

有限会社春日井精密

清算人　大原　満也

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

名古屋市港区魁町一丁目三番地

有限会社メイセイ

清算人　三輪　清廣

解散公告

当社は、令和七年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

三重県四日市市東坂部町五三番地の一

有限会社庄九

清算人　伊藤　文夫

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

京都府与謝郡与謝野町字加悦一一一八番地

美雲織物株式会社

代表清算人　小林　英貴

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

京都市西京区松尾大利町九八―二〇

株式会社モーム建装

代表清算人　松田眞紀子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

大阪府堺市北区中村町三一七―二

海時大阪株式会社

代表清算人　刘　楊

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

大阪市住之江区北加賀屋五丁目二番一〇号

日本ビジネス開発株式会社

代表清算人　金子　睦生

第７期決算公告　令和７年６月30日

東京都港区元麻布三丁目１番６号

Zwift Japan株式会社

代表取締役

エリック・キューホング・ミン

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	23,495,836
	資産合計	23,495,836
純資産の部負債及び	流動負債	3,798,901
	株主資本	19,696,935
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	9,696,935
	その他利益剰余金	9,696,935
	（うち当期純利益）	(1,478,424)
	負債・純資産合計	23,495,836

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

大阪府大阪市生野区巽北一丁目一番一号
玉佳株式会社
二Ｆ－Ｈ
代表清算人　スウ・キエイ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

大阪府東大阪市長堂三丁目一六番一八号
株式会社大東
代表清算人　玉井　健

解散公告

当法人は、令和七年九月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

大阪市港区築港二丁目一番一九
一般社団法人なず菜ファミリア
代表清算人　中川　修二

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

大阪市北区天神橋四丁目七番二二号
有限会社松本金物店
清算人　松本　裕子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

大阪市中央区北久宝寺町二丁目五番五号
一般社団法人丸光管財人団
代表清算人　山本　幸治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

大阪市中央区谷町二丁目四番三号六階小西一郎会計事務所内
代表清算人　高槻物産株式会社
代表清算人　高山　京子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

大阪府寝屋川市三井南町九番一七号
ＰＵＲＥＯＮ株式会社
代表清算人　唐永　旬

解散公告

当社は、令和七年九月二十三日総社員の同意により解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

兵庫県明石市大久保町森田一六九番地三
合同会社ＷＣ・ＬＩＮＥ
代表清算人　高橋　俊行

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

島根県鹿足郡吉賀町立河内三八番地三
有限会社清流苑
代表清算人　安部　守

解散公告

当法人は、令和七年四月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

岡山県倉敷市阿知三丁目八番六号
特定非営利活動法人きび電脳倶楽部
清算人　山本　照美

解散公告

当社は、株主総会決議により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

岡山県津山市京町四一番地の二
株式会社浮田
代表清算人　浮田　英俊

解散公告

当社は、株主総会決議により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

岡山県津山市院庄六二一番地の二
政岡産業有限会社
清算人　政岡智惠子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

岡山県倉敷市連島町鶴新田八八〇番地の四
株式会社オクトス
代表清算人　三宅　和惠

解散公告

当社は、令和七年九月一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

岡山県倉敷市浅原一五七三
合同会社ＳｉＲＮＥＴ
代表清算人　小畑　友也

解散公告

当社は、令和七年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

岡山県倉敷市中庄一一四一番地の二
株式会社ハイワース
代表清算人　岡原　洋介

第６期決算公告

令和７年10月17日

岩手県北上市川岸一丁目１番20号
さくらＰＯＲＴ・ＴＯＷＮ株式会社
代表取締役社長　髙橋　成見

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	496,466
	固定資産	4,442,064
	繰延資産	105
	合計	4,938,635
負債及び純資産の部	流動負債	185,956
	固定負債	3,957,146
	株主資本	795,532
	資本金	30,000
	資本剰余金	970,000
	利益剰余金	△ 204,467
	（うち当期純利益）	(3,317)
	合計	4,938,635

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

広島市南区皆実町六丁目一一番三号

株式会社不二工務店

代表清算人　松島　達男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

広島県三次市十日市西一丁目一二番三号

原田設備株式会社

代表清算人　原田　正之

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

広島県廿日市市城内一丁目九番一二番

合同会社ＯＳビジネスサポート

代表清算人　杉町　修

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

広島市中区宝町四番二九号

鶴宝商事株式会社

代表清算人　小林　晟起

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

広島市中区宝町四番二九号

鶴宝商事株式会社

代表清算人　小林　晟起

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

愛媛県松山市久万ノ台一二四三番地七

島津会計コンサルティング有限会社

清算人　島津　蘭子

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

愛媛県松山市馬木町九六五番地一

有限会社川崎鉄筋工業

清算人　盛　和哉

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

福岡市城南区西片江二丁目二八番一九号

明光商事株式会社

代表清算人　金　政敏

解散公告

当社は、令和六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

福岡市博多区博多駅東二丁目九番二五号六〇八号室

ＮＨ　Ｓｕｐｐｌｙ　Ｕｎｉｏｎ株式会社

代表清算人　岡部　淳

解散公告

当社は、令和七年六月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

福岡市東区香椎一―一九―一五―二〇三

嘉瑞商貿株式会社

代表清算人　任　綱

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

福岡市南区和田一丁目一四番三四号

株式会社Ｗｅｂ５

代表清算人　福居　孝介

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

福岡県八女市本六九六番地の一

九州製茶機販株式会社

代表清算人　田中健次郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

長崎県東彼杵郡川棚町下組郷三一番地九

富士建材有限会社

清算人　一ノ瀬博司

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

熊本県八代市大手町二丁目一番一号

有限会社瀬崎鮮魚店

清算人　瀬崎　稍

第８期決算公告

令和７年10月17日

東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ

株式会社ＢｉＰＳＥＥ

代表取締役　松村　雅代

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	178,639	流動負債	19,335
固定資産	5,789	固定負債	140,000
繰延資産	273	株主資本	25,366
		資本金	164,800
		資本剰余金	240,750
		資本準備金	201,675
		その他資本剰余金	39,075
		利益剰余金	△380,183
		その他利益剰余金	△380,183
		（うち当期純損失）	(50,103)
資産合計	184,702	負債・純資産合計	184,702

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

熊本市東区東野三丁目一四番二六号

有限会社プライムコンサルタント

清算人　海老本　憲

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

熊本県上益城郡甲佐町大字田口二七四〇番地

株式会社楠田外構

代表清算人　楠田　博一

解散公告

当社は、令和七年九月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

沖縄県中頭郡北谷町北谷二丁目一六番地七、一Ｆ

株式会社Ｃ＆Ｆ

代表清算人　宮城　朋

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

沖縄県那覇市安謝一丁目一〇番二四号

有限会社沖縄オリリー

清算人　髙良　瑞枝

解散公告

当社は、令和七年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

沖縄県浦添市牧港四丁目二一番二―一号

株式会社日新コーポレーション

代表清算人　石川　清朝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

沖縄県宜野湾市真志喜三丁目七番一六号

有限会社オキエネ

清算人　末吉　健

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月十八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

北海道北見市春光町二丁目一五五番地の六

医療法人社団みずもと小児科

清算人　水本　雅彦

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

北海道釧路郡釧路町南陽台一丁目一三番地

医療法人社団歯星会

清算人　竹林　雪香

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

栃木県鹿沼市銀座一丁目一八七二番地

医療法人杏仁会

清算人　大谷　哲夫

解散公告（第一回）

当組合は、令和六年十二月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

東京都港区芝五丁目三〇番一号

コート代々木大山マンション建替組合

代表清算人　和仁　亮裕

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月十九日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により、令和七年九月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

広島市東区二葉の里三丁目一番三六号

医療法人ＪＲ広島病院

清算人　則武　伯孝

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月十九日開催の理事会及び評議員会の議決により令和七年九月十一日山口県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

山口県萩市大字椿東字北谷二一九〇番地八

学校法人松陰学園

清算人　松村　孝明

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十七日

長崎県諫早市多良見町化屋七四一番地一

医療法人やの皮ふ科

清算人　矢野　英子

第 42 期 決 算 公 告

令和７年９月25日　愛知県春日井市牛山町1203番地

株式会社三ツ知部品工業

代表取締役　椙山　晃

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	68,720	流動負債	251,483
固定資産	219,910	固定負債	334
		負債合計	**251,818**
		株主資本	36,812
		資本金	10,000
		利益剰余金	26,812
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	24,312
		（うち当期純損失）	(69,732)
		純資産合計	**36,812**
資産合計	**288,631**	**負債・純資産合計**	**288,631**

第60期決算公告　令和７年10月17日

東京都武蔵野市関前三丁目28番12号

さがみ交通ムサシノ株式会社

代表取締役　山口　正道

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	87,810
	固定資産	437,687
	資産合計	**525,498**
負債及び純資産の部	流動負債	32,861
	固定負債	48,850
	株主資本	443,786
	資本金	10,000
	利益剰余金	433,786
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	431,786
	（うち当期純利益）	(3,447)
	負債・純資産合計	**525,498**

第64期決算公告　令和７年10月17日

東京都杉並区上井草四丁目２番３号

さがみ交通株式会社

代表取締役　山口　正道

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	122,534
	固定資産	342,536
	資産合計	**465,070**
負債及び純資産の部	流動負債	46,359
	固定負債	14,800
	株主資本	403,911
	資本金	22,000
	利益剰余金	381,911
	利益準備金	5,500
	その他利益剰余金	376,411
	（うち当期純損失）	(2,663)
	負債・純資産合計	**465,070**

第22期決算公告

令和７年７月24日

埼玉県狭山市大字水野字月見野432番地４

株式会社ヒューベス

代表取締役　関根　圭一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	211,567,379
	固定資産	4,559,557
	資産合計	**216,126,936**
負債及び純資産の部	流動負債	79,258,164
	固定負債	115,087,000
	株主資本	21,781,772
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	11,781,772
	その他利益剰余金	11,781,772
	（うち当期純利益）	(2,051,246)
	負債・純資産合計	**216,126,936**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年10月17日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①エス・ワイ地所株式会社　②山形県知事⑷2263　③代表取締役　渡邊真樹子　④山形県山形市城北町一丁目25番23号　⑤1000万円　⑥山形県知事　⑦山形県山形市城北町一丁目25番23号　エス・ワイ地所株式会社　代表取締役　渡邊真樹子

①明和地所株式会社　②国土交通大臣⑼4118　③代表取締役　原田英明　④東京都渋谷区神泉町９―６　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市中村区那古野１―47―１名古屋国際センタービル11階　愛知県名古屋市中区栄３丁目14―７ＲＩＣＣＯ栄４階　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都渋谷区神泉町９―６　明和地所株式会社　代表取締役　原田英明

第７期決算公告

令和７年９月29日
東京都港区六本木一丁目４番５号
アークヒルズサウスタワー
株式会社Post Lintel Investment Management
代表取締役社長　ヤン・ユーチー

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	80,757,966
	固定資産	2,990,000
	繰延資産	550,000
	資産合計	**84,297,966**
負純資債及産のび部	流動負債	22,208,792
	固定負債	14,655,000
	株主資本	47,434,174
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	37,434,174
	その他利益剰余金	37,434,174
	（うち当期純利益）	(21,874,595)
	負債・純資産合計	**84,297,966**

第19期決算公告

令和７年９月30日
東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
グッドマンジャパンファンズ株式会社
代表取締役　廣畑　実

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,139,245
	固定資産	830,534
	資産合計	**5,969,779**
負純資債及産のび部	流動負債	1,815,504
	固定負債	1,826,395
	株主資本	2,327,880
	資本金	175,000
	資本剰余金	44,000
	資本準備金	44,000
	利益剰余金	2,108,880
	その他利益剰余金	2,108,880
	（うち当期純利益）	(2,108,880)
	負債・純資産合計	**5,969,779**

第35期決算公告

令和７年10月17日
東京都杉並区上井草四丁目２番３号
さがみエンヂニアリング株式会社
代表取締役　山口　辰彦

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	795,080
	固定資産	222,881
	資産合計	**1,017,961**
負純資債及産のび部	流動負債	235,250
	株主資本	782,710
	資本金	10,000
	利益剰余金	772,710
	その他利益剰余金	772,710
	（うち当期純利益）	(200,786)
	負債・純資産合計	**1,017,961**

第11期決算公告

令和７年６月30日
東京都新宿区改代町26―１
ライノジャパン株式会社
代表取締役　緒方　修一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	710
	固定資産	76
	繰延資産	10
	資産合計	**796**
負純資債及産のび部	流動負債	296
	固定負債	306
	株主資本	195
	資本金	77
	資本剰余金	57
	資本準備金	57
	利益剰余金	60
	その他利益剰余金	60
	（うち当期純利益）	(21)
	負債・純資産合計	**796**

第１期決算公告

令和７年10月17日
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
グラントウキョウサウスタワー９階
Fredriks Partners Japan株式会社
代表取締役　ルーカス・オリバーフロスト

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,258
	合計	**2,258**
負純資債及産のび部	流動負債	2,473
	株主資本	△214
	資本金	7,500
	利益剰余金	△7,714
	その他利益剰余金	△7,714
	（うち当期純損失）	(7,714)
	合計	**2,258**

第25期決算公告

令和７年10月17日
東京都千代田区岩本町三丁目２番４号
レスメド株式会社
代表取締役　坂木　洋

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,599,496
	固定資産	224,115
	合計	**1,823,612**
負純資債及産のび部	流動負債	1,018,949
	賞与引当金	43,934
	有給休暇引当金	27,677
	固定負債	220,000
	株主資本	584,662
	資本金	50,000
	利益剰余金	534,662
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	522,162
	（うち当期純利益）	(236,785)
	合計	**1,823,612**

第14期決算公告

令和７年10月17日
東京都渋谷区恵比寿４―20―４恵比寿ガーデンプレイスグラススクエアＢ１Ｆ
ＮＯＳＥ　ＳＨＯＰ株式会社
代表取締役　中森　友喜

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	836,693
	固定資産	152,436
	資産合計	**989,129**
負純資債及産のび部	流動負債	258,560
	固定負債	184,347
	株主資本	546,221
	資本金	1,000
	利益剰余金	545,221
	その他利益剰余金	545,221
	（うち当期純利益）	(152,493)
	負債・純資産合計	**989,129**

第２期決算公告

令和７年９月17日
東京都江東区豊洲５丁目６番52号
株式会社菊政
代表取締役　扇畑　芳弘

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,735
	固定資産	1,187,202
	資産合計	**1,228,937**
負純資債及産のび部	流動負債	6,284
	固定負債	848,000
	株主資本	374,653
	資本金	10,000
	資本剰余金	390,000
	その他資本剰余金	390,000
	利益剰余金	△25,347
	その他利益剰余金	△25,347
	（うち当期純損失）	(19,014)
	負債・純資産合計	**1,228,937**

第５期決算公告

令和７年９月30日
東京都千代田区大手町一丁目７番２号
イーメディカルジャパン株式会社
代表取締役　塩谷さおり

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33
	合計	**33**
負純資債及産のび部	流動負債	161
	株主資本	△ 127
	資本金	99
	資本剰余金	400
	資本準備金	400
	利益剰余金	△ 626
	その他利益剰余金	△ 626
	（うち当期純損失）	(15)
	合計	**33**

第28期決算公告

令和７年10月17日
島根県出雲市荻杼町274番地２
株式会社バイタルリード
代表取締役　森山　昌幸

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	176,777
	固定資産	61,468
	資産合計	**238,245**
負純資債及産のび部	流動負債	49,738
	固定負債	172,223
	株主資本	16,284
	資本金	45,000
	利益剰余金	△28,716
	その他利益剰余金	△28,716
	（うち当期純損失）	(21,121)
	負債・純資産合計	**238,245**

第30期決算公告

令和７年10月17日
大阪市中央区本町二丁目３番８号
株式会社キッズインテグレーション
代表取締役　酒井　隆幸

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	137,766
	固定資産	11,550
	合計	**149,317**
負純資債及産のび部	流動負債	23,616
	固定負債	70,340
	株主資本	55,360
	資本金	10,000
	利益剰余金	45,360
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	44,360
	（うち当期純利益）	(1,896)
	合計	**149,317**

第35期決算公告

令和７年10月17日
大阪市中央区本町二丁目３番８号
株式会社キッズ・コーポレーション
代表取締役　酒井　隆幸

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	94,680
	固定資産	60,469
	合計	**155,149**
負純資債及産のび部	流動負債	18,514
	固定負債	83,303
	株主資本	53,331
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,331
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	831
	（うち当期純利益）	(8,030)
	合計	**155,149**

第 49 期 決 算 公 告

令和７年10月17日
横浜市旭区下川井町2141番地１
株式会社タカスズ
代表取締役　鈴木　茂之

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	549,128
	固定資産	958,968
	合計	1,508,096
負純資産及び債のび部	流動負債	162,150
	固定負債	46,410
	株主資本	1,299,535
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,289,535
	その他利益剰余金	1,289,535
	（うち当期純利益）	(59,749)
	合計	1,508,096

第 36 期 決 算 公 告

令和７年10月17日
横浜市磯子区森一丁目５番21号
株式会社ウドネ
代表取締役　有渡根　智

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	791,544
	固定資産	34,304
	合計	825,848
負純資産及び債のび部	流動負債	467,693
	固定負債	33,026
	株主資本	325,129
	資本金	10,000
	利益剰余金	315,129
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	312,629
	（うち当期純利益）	(93,304)
	合計	825,848

第 40 期決算公告

令和７年10月17日
東京都港区虎ノ門二丁目４番１号
株式会社アガサス
代表取締役　内藤　智子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,710,797
	固定資産	45,256
	合計	1,756,054
負純資産及び債のび部	流動負債	150,317
	株主資本	1,605,737
	資本金	21,000
	資本剰余金	6,963
	資本準備金	5,000
	その他資本剰余金	1,963
	利益剰余金	1,577,774
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	1,573,774
	（うち当期純利益）	(179,475)
	合計	1,756,054

第５期決算公告

令和７年９月30日
京都市南区唐橋南琵琶町16番地９
株式会社エイアンドジェイグループ
代表取締役　貞野　徹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	60
	固定資産	693
	合計	753
負純資産及び債のび部	流動負債	266
	固定負債	289
	株主資本	196
	資本金	99
	資本剰余金	201
	資本準備金	201
	利益剰余金	△ 103
	その他利益剰余金	△ 103
	（うち当期純損失）	(61)
	合計	753

第 37 期 決 算 公 告

令和７年９月17日
三重県四日市市城東町１番１号
ミドリ安全三重株式会社
代表取締役　井上　創

貸借対照表の要旨
（令和７年６月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	431,047
	固定資産	4,309
	資産合計	435,357
負純資産及び債のび部	流動負債	352,075
	株主資本	83,281
	資本金	12,000
	利益剰余金	71,281
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	68,281
	（うち当期純利益）	(67,897)
	負債・純資産合計	435,357

第 52 期 決 算 公 告

令和７年９月17日
神奈川県横浜市青葉区荏田西１丁目９番16荏田西金子ビル２階
株式会社菊政工務店
代表取締役　山﨑　直人

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	186,427
	固定資産	954,048
	資産合計	1,140,475
負純資産及び債のび部	流動負債	375,132
	固定負債	516
	株主資本	764,828
	資本金	10,000
	利益剰余金	754,828
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	754,078
	（うち当期純損失）	(191,570)
	負債・純資産合計	1,140,475

第 80 期 決 算 公 告

令和７年10月17日　長野県東御市滋野乙1320番地
コトヒラ工業株式会社
代表取締役　手塚　仁也

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,822	流動負債	3,676
固定資産	4,687	固定負債	1,221
		引当金	4
		土地圧縮引当金	4
		株主資本	3,606
		資本金	40
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	3,566
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	3,556
		（うち当期純利益）	(26)
資産合計	8,509	負債・純資産合計	8,509

第 55 期 決 算 公 告

令和７年９月25日　三重県松阪市飯南町向粥見159番地の３
株式会社三ツ知製作所
代表取締役　遠藤　信幸

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,042,035	流動負債	312,662
固定資産	1,194,499	固定負債	85,543
		負債合計	398,205
		株主資本	1,836,830
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,826,830
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,824,330
		（うち当期純利益）	(70,109)
		評価・換算差額等	1,497
		その他有価証券評価差額金	1,497
		純資産合計	1,838,328
資産合計	2,236,534	負債・純資産合計	2,236,534

第 2 期 決 算 公 告

令和７年10月17日
愛知県名古屋市守山区花咲台二丁目401番地
ＮＳホールディングス株式会社
代表取締役　水野　英市

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	431,603	流動負債	710,666
固定資産	7,769,061	固定負債	6,100,000
		負債合計	6,810,666
		株主資本	1,389,997
		資本金	90,000
		資本剰余金	1,655,050
		資本準備金	22,500
		その他資本剰余金	1,632,550
		利益剰余金	△355,052
		その他利益剰余金	△355,052
		（うち当期純損失）	(129,761)
		純資産合計	1,389,997
資産合計	8,200,664	負債・純資産合計	8,200,664

第 61 期 決 算 公 告

令和７年10月17日
愛知県名古屋市守山区花咲台二丁目401番地
日進機工株式会社
代表取締役社長　水野　英市

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,542,239	流動負債	2,810,612
固定資産	5,858,250	賞与引当金	623,964
		固定負債	637,956
		退職給付引当金	546,963
		負債合計	3,448,569
		株主資本	6,951,920
		資本金	97,500
		利益剰余金	6,854,420
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	6,829,420
		（うち当期純利益）	(1,299,238)
		純資産合計	6,951,920
資産合計	10,400,489	負債・純資産合計	10,400,489

第61期決算公告

令和７年８月28日
熊本県八代市新港町三丁目９番２
株式会社アライカーボン
代表取締役　荒井　正治

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,538,815
	固定資産	559,082
	合計	3,097,897
負純資産及のび部	流動負債	261,493
	固定負債	487,832
	（退職給付引当金）	(58,112)
	株主資本	2,348,572
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,338,772
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,333,772
	（うち当期純損失）	(123,731)
	自己株式	△10,200
	合計	3,097,897

第24期決算公告

令和７年10月17日
徳島県徳島市中常三島町一丁目32番地１
株式会社言語理解研究所
代表取締役　樫地　真確

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	389,488
	固定資産	148,728
	合計	538,216
負純資産及のび部	流動負債	49,910
	固定負債	117,398
	株主資本	370,908
	資本金	58,000
	資本剰余金	48,000
	資本準備金	48,000
	利益剰余金	279,138
	その他利益剰余金	279,138
	（うち当期純損失）	(20,070)
	自己株式	△14,230
	合計	538,216

第39期決算公告

令和７年10月17日
広島県三原市本郷町善入寺94番地の22
広島空港給油施設株式会社
代表取締役　岡田　圭介

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	200,420
	固定資産	90,250
	合計	290,670
負純資産及のび部	流動負債	11,933
	固定負債	1,288
	株主資本	277,449
	資本金	50,000
	利益剰余金	227,449
	利益準備金	5,200
	その他利益剰余金	222,249
	（うち当期純利益）	(11,113)
	合計	290,670

第４期決算公告

令和７年９月25日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
一般社団法人ゴールドⅠ
代表理事　高橋　隆敏

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	954,488
	固定資産	800,000
	合計	1,754,488
負純資産及のび部	流動負債	572,940
	負債合計	572,940
	基金	2,510,000
	利益剰余金	△1,328,452
	（うち当期純損失）	(581,119)
	純資産合計	1,181,548
	合計	1,754,488

第４期決算公告

令和７年９月25日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
一般社団法人ゴールドⅠ０
代表理事　高橋　隆敏

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	994,344
	固定資産	100,000
	合計	1,094,344
負純資産及のび部	流動負債	372,940
	負債合計	372,940
	基金	2,050,000
	利益剰余金	△1,328,596
	（うち当期純損失）	(533,797)
	純資産合計	721,404
	合計	1,094,344

第３期決算公告

令和７年９月25日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋スクエア11階
富良野一般社団法人
代表理事　高橋　隆敏

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	102,149
	固定資産	175,000
	合計	277,149
負純資産及のび部	流動負債	990,215
	負債合計	990,215
	基金	400,000
	利益剰余金	△1,113,066
	（うち当期純損失）	(990,119)
	純資産合計	△713,066
	合計	277,149

第７期決算公告

2025年10月17日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
株式会社KPMG Ignition Tokyo
代表取締役社長　森谷　強

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,633,322
	固定資産	166,147
	資産合計	1,799,470
負純資産及のび部	流動負債	1,678,988
	固定負債	56,549
	株主資本	63,932
	資本金	60,000
	利益剰余金	3,932
	その他利益剰余金	3,932
	（うち当期純利益）	(607)
	負債・純資産合計	1,799,470

第３期決算公告

令和７年10月17日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
丸の内トラストタワー20階
ＥＧ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　大都　保幸

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,858
	固定資産	5,469
	繰延資産	116
	資産合計	12,443
負純資産及のび部	流動負債	5,341
	株主資本	7,102
	資本金	1
	利益剰余金	7,101
	その他利益剰余金	7,101
	（うち当期純利益）	(4,016)
	負債・純資産合計	12,443

決算公告

令和７年10月17日
福島県いわき市中央台飯野一丁目１番８号
株式会社渡辺商店
代表取締役　山本　正一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	104,809
	固定資産	6,693
	資産合計	111,502
負純資産及のび部	流動負債	8,762
	負債合計	8,762
	株主資本	102,740
	資本金	20,000
	利益剰余金	315,660
	その他利益剰余金	315,660
	（うち当期純損失）	(7,002)
	自己株式	△232,920
	純資産合計	102,740
	負債・純資産合計	111,502

第７期決算公告

令和７年10月17日
愛知県豊橋市駅前大通一丁目135番地
ｉｃｕｃｏ株式会社
代表取締役　柳瀬　陽一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	496,651	流動負債	636,362
固定資産	776,835	固定負債	373,369
有形固定資産	11,480	負債合計	1,009,732
無形固定資産	734,202	株主資本	265,558
投資その他の資産	31,152	資本金	583,999
繰延資産	1,803	資本剰余金	377
		資本準備金	377
		利益剰余金	△318,818
		その他利益剰余金	△318,818
		純資産合計	265,558
資産合計	1,275,290	負債・純資産合計	1,275,290

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	406,567
売上原価	121,512
売上総利益	285,055
販売費及び一般管理費	537,936
営業損失	252,880
営業外収益	285
営業外費用	14,941
経常損失	267,536
税引前当期純損失	267,536
法人税、住民税及び事業税	3,350
当期純損失	270,886

第１期決算公告

令和７年７月31日
東京都新宿区西新宿６－11－３
ｊｉｎｊｅｒ株式会社
代表取締役　冨永　健

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	509,519
	固定資産	45,922,922
	資産合計	46,432,442
負純資産及のび部	流動負債	5,849,420
	固定負債	5,054,794
	株主資本	35,528,227
	資本金	5
	資本剰余金	36,292,004
	資本準備金	5
	その他資本剰余金	36,291,999
	利益剰余金	△763,781
	その他利益剰余金	△763,781
	（うち当期純損失）	(763,781)
	負債・純資産合計	46,432,442

第26期決算公告

令和７年９月29日
東京都千代田区一番町13番地１
リンク・アイティ株式会社
代表取締役　安永　登

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,531
	資産合計	**6,531**
負純資産及び部	**負債合計**	—
	株主資本	6,531
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,468
	その他利益剰余金	△3,468
	（うち当期純損失）	(40)
	純資産合計	**6,531**
	負債・純資産合計	**6,531**

第10期決算公告

令和７年10月17日
北海道苫小牧市青雲町三丁目５番３号
株式会社テーアールエス
代表取締役　佐々木真知子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	15,531
	固定資産	1,132
	合計	**16,664**
負純資産及び部	流動負債	3,154
	固定負債	5,575
	株主資本	7,934
	資本金	100
	利益剰余金	7,834
	その他利益剰余金	7,834
	（うち当期純損失）	(598)
	合計	**16,664**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十七日
北海道苫小牧市青雲町三丁目五番三号
（甲）代表取締役　株式会社テーアールエス　佐々木真知子
北海道苫小牧市青雲町三丁目五番三号
（乙）有限会社大宝リフレッシュサービス
取締役　佐々木芳伸

第３期決算公告

令和７年10月17日
東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社アールイープロジェクトツー
取締役　豊野　雅弘

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	その他の資産	2,023
	流動資産	2,023
	資産合計	**2,023**
負純資産及び部	流動負債	105
	負債合計	**105**
	社員資本	1,918
	特定資本金	3,500
	剰余金	△1,581
	当期未処理損失	1,581
	（うち当期純損失）	(1,198)
	純資産合計	**1,918**
	負債・純資産合計	**2,023**

第10期決算公告

令和７年10月17日
岩手県久慈市長内町第31地割19番地２
株式会社ｓｕｃｃｅｅｄ　ＡＳＡＨＩ
代表取締役　朴　鉄　勇

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	232,519
	固定資産	3,589,084
	繰延資産	7,753
	資産合計	**3,829,356**
負純資産及び部	流動負債	308,448
	固定負債	2,811,415
	株主資本	709,493
	資本金	1,000
	資本剰余金	750,723
	その他資本剰余金	750,723
	利益剰余金	△42,229
	その他利益剰余金	△42,229
	（うち当期純利益）	(17,942)
	負債・純資産合計	**3,829,356**

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社ｓｕｃｃｅｅｄ　ＡＳＡＨＩ（乙、岩手県久慈市長内町第三一地割一九番地二）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十月十七日
岩手県久慈市長内町第三一地割一九番地二　株式会社朝日ホールディングス
代表取締役　朴　鉄　勇

第３期決算公告

令和７年10月17日
東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社レジプロパティーズフォー
取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	その他の資産	1,223
	流動資産	1,223
	資産合計	**1,223**
負純資産及び部	流動負債	70
	負債合計	**70**
	社員資本	1,153
	特定資本金	3,000
	剰余金	△1,846
	当期未処理損失	1,846
	（うち当期純損失）	(1,190)
	純資産合計	**1,153**
	負債・純資産合計	**1,223**

第５期決算公告

令和７年10月17日
東京都新宿区西新宿２－６－１
新宿住友ビルＧＲＯＷＴＨ新宿24階
株式会社Ｍａｌｍｅ
代表取締役　髙取　祐

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	196,174
	固定資産	22,656
	資産合計	**218,831**
負純資産及び部	流動負債	99,654
	固定負債	131,309
	株主資本	△12,132
	資本金	87,997
	資本剰余金	84,997
	資本準備金	84,997
	利益剰余金	△185,127
	その他利益剰余金	△185,127
	（うち当期純損失）	(129,113)
	負債・純資産合計	**218,831**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七百九十万二千六百四十円減少し、減少した金額全額を資本準備金とすることにいたしました。また、かかる資本金の額の減少の効力が生じることを条件に、資本準備金の額を二億四千二百八十万五千二百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日
東京都新宿区西新宿二―六―一新宿住友ビルＧＲＯＷＴＨ新宿二四階
株式会社Ｍａｌｍｅ
代表取締役　髙取　祐

第５期決算公告

令和７年９月24日
東京都港区西麻布三丁目13番15号
株式会社ＢＭＳＧ

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	7,916
	固定資産	2,974
	繰延資産	1
	資産合計	**10,891**
負純資産及び部	流動負債	3,370
	固定負債	891
	株主資本	6,629
	資本金	20
	資本剰余金	20
	資本準備金	20
	利益剰余金	6,589
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	6,587
	（うち当期純利益）	(2,349)
	負債・純資産合計	**10,891**

第44期決算公告

令和７年10月17日
愛知県稲沢市松下二丁目１番６―102号
株式会社サイト薬品
代表取締役　齋藤　弘樹

貸借対照表の要旨（令和６年９月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	241,834
	固定資産	50,831
	合計	**292,665**
負純資産及び部	流動負債	50,022
	固定負債	18,338
	株主資本	224,305
	資本金	10,000
	利益剰余金	214,305
	その他利益剰余金	214,305
	（うち当期純利益）	(8,938)
	合計	**292,665**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.medical-1.co.jp/

（乙）左記のとおりです。

令和七年十月十七日
三重県津市西丸之内三六番二五号
（甲）株式会社メディカル一光　代表取締役　江口　寛一
愛知県稲沢市松下二丁目一番六―一〇二号
（乙）株式会社サイト薬品　代表取締役　齋藤　弘樹

第 30 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 17 日
大阪市平野区長吉川辺四丁目１番16号
株式会社ヤマト
代表取締役　辻井　竜太

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	914,597
	固定資産	730,012
	繰延資産	13,516
	合計	1,658,126
負純資産の及び部	流動負債	568,362
	固定負債	731,224
	株主資本	358,540
	資本金	10,000
	利益剰余金	348,540
	その他利益剰余金	348,540
	（うち当期純利益）	(110,580)
	合計	1,658,126

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)確定した最終事業年度はありません。
(乙)左記のとおりです。
令和七年十月十七日
大阪府高槻市清福寺町二三番一六号
(甲)株式会社ヤマト魂
代表取締役　辻井　竜太
大阪市平野区長吉川辺四丁目一番一六号
(乙)株式会社ヤマト
代表取締役　辻井　竜太

第 84 期 決 算 公 告

令和７年９月 19 日
東京都中央区日本橋本町四丁目８番16号
精工産業株式会社
代表取締役社長　小菅　治男

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,865,876
	固定資産	853,383
	資産合計	4,719,259
負純資産の及び部	流動負債	2,920,955
	固定負債	143,094
	株主資本	1,655,210
	資本金	70,000
	利益剰余金	1,585,210
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	1,567,710
	（うち当期純利益）	(82,533)
	負債・純資産合計	4,719,259

第５期決算公告

令和７年10月17日
千葉県長生郡長生村水口1169番２
株式会社ＡＡＪ　ＰＬＵＳ
代表取締役
マッキアン・スチュアート・ジェームス

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	603,194
	固定資産	29,290
	合計	632,484
負純資産の及び部	流動負債	353,043
	固定負債	69,665
	株主資本	209,774
	資本金	15,000
	利益剰余金	194,774
	その他利益剰余金	194,774
	（うち当期純利益）	(71,805)
	合計	632,484

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十月十七日
千葉県長生郡長生村水口一一六九番二
(甲)株式会社ＡＡＪ　ＰＬＵＳ
代表取締役　マッキアン・スチュアート・ジェームス
千葉県長生郡長生村水口一一六九番二
(乙)合同会社Ａｕｔｏ　Ａｃｃｅｓｓ　Ｊａｐａｎ
代表社員　マッキアン・スチュアート・ジェームス

第 1 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 17 日
神奈川県横浜市港南区下永谷１―37―２
株式会社Innovation Select
代表取締役　坊田　祐貴

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	516,483
	繰延資産	182,560
	資産合計	699,043
負純資産の及び部	流動負債	1,182,685
	固定負債	2,000,000
	株主資本	△2,483,642
	資本金	200
	利益剰余金	△2,483,842
	その他利益剰余金	△2,483,842
	（うち当期純損失）	(2,483,842)
	負債・純資産合計	699,043

第 7 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 17 日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社八重洲開発
取締役　豊野　雅弘

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
特定資産	18,271		流動負債	2,866
固定資産	18,271		固定負債	10,614
有形固定資産	18,271		負債合計	13,480
その他の資産	1,766		社員資本	6,557
流動資産	1,443		特定資本金	1
固定資産	258		優先資本金	7,111
投資その他の資産	258		剰余金	△555
繰延資産	64		当期未処理損失	555
			純資産合計	6,557
資産合計	20,038		負債・純資産合計	20,038

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	30
営業費用	127
営業損失	97
経常損失	97
税引前当期純損失	97
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	98
前期繰越損失	457
当期未処理損失	555

第 43 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 17 日
長野県東御市滋野乙1320番地
株式会社ヨシハン機材
代表取締役　手塚　達也

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1
	固定資産	582
	合計	583
負純資産の及び部	流動負債	111
	固定負債	232
	株主資本	239
	資本金	10
	利益剰余金	228
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	226
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	583

第 4 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 17 日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社ウエストロジスティクス
取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
特定資産	6,602		流動負債	178
流動資産	155		固定負債	4,446
固定資産	6,447		負債合計	4,625
有形固定資産	6,447		社員資本	2,165
その他の資産	188		特定資本金	0
流動資産	182		優先資本金	2,735
固定資産	3		剰余金	△569
投資その他の資産	3		当期未処理損失	569
繰延資産	2		純資産合計	2,165
資産合計	6,791		負債・純資産合計	6,791

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	255
営業費用	251
営業利益	4
営業外収益	0
経常利益	4
税引前当期純利益	4
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	3
前期繰越損失	573
当期未処理損失	569

第 5 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 17 日
東京都港区南青山二丁目24番８号
公益財団法人隈研吾建築奨学財団
代表理事　隈　研吾

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,334
	固定資産	1,108,733
	合計	1,111,067
負味債財及産びの正部	流動負債	6
	固定負債	—
	負債合計	6
	指定正味財産	1,108,733
	一般正味財産	2,328
	正味財産合計	1,111,061
	合計	1,111,067

第32期決算公告

令和７年10月17日
群馬県富岡市神成478番地３
オリヒロエンジニアリング株式会社
代表取締役　鶴田　織寛

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,265
	固定資産	4,167
	合計	6,432
負債及び純資産の部	流動負債	706
	固定負債	1,080
	株主資本	4,646
	資本金	50
	利益剰余金	4,596
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	4,584
	（うち当期純利益）	(133)
	合計	6,432

第４期決算公告

令和７年10月17日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社天王洲プロパティ
取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	28,103	流動負債	612
流動資産	1,057	固定負債	18,834
固定資産	27,046	負債合計	19,447
その他の資産	529	社員資本	9,185
流動資産	492	特定資本金	0
固定資産	35	優先資本金	9,210
繰延資産	0	剰余金	△24
		当期未処理損失	24
		純資産合計	9,185
資産合計	28,632	負債・純資産合計	28,632

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,343
営業費用	1,367
営業損失	23
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	23
税引前当期純損失	23
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	24
当期未処理損失	24

第33期決算公告

令和７年10月17日
群馬県高崎市下大島町613番地
オリヒロプランデュ株式会社
代表取締役　鶴田　織寛

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	16,918
	固定資産	7,598
	合計	24,516
負債及び純資産の部	流動負債	4,871
	固定負債	4,700
	株主資本	14,945
	資本金	30
	資本剰余金	80
	その他資本剰余金	80
	利益剰余金	14,835
	利益準備金	27
	その他利益剰余金	14,807
	（うち当期純利益）	(1,359)
	合計	24,516

第４期決算公告

令和７年10月17日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社青葉ホールディングス
取締役　豊野　雅弘

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	5,496	流動負債	59
流動資産	126	固定負債	4,174
固定資産	5,370	負債合計	4,234
有形固定資産	5,370	社員資本	1,456
その他の資産	193	特定資本金	0
流動資産	189	優先資本金	1,858
固定資産	3	剰余金	△402
投資その他の資産	3	当期未処理損失	402
繰延資産	0	純資産合計	1,456
資産合計	5,690	負債・純資産合計	5,690

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	93
営業費用	420
営業損失	327
営業外収益	54
経常損失	272
税引前当期純損失	272
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	273
前期繰越損失	129
当期未処理損失	402

第16期決算公告

令和７年10月17日
沖縄県中頭郡読谷村渡具知438－２Ｍａｉｎｏ　ＨｏｕｓｅⅡ２号室
ＰＲＩＭＥ　ＰＲＯＪＥＣＴＳ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　ＪＡＰＡＮ　株式会社
代表取締役　知念　加恵

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	110,845	流動負債	271,946
固定資産	11,261	固定負債	3,181,418
		純資産の部	△3,331,258
		資本金	95,000
		資本準備金	95,000
		利益剰余金	△3,521,258
		その他利益剰余金	△3,521,258
		（うち当期純損失）	(2,024,700)
資産合計	122,107	負債・純資産合計	122,107

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億円減少し、それぞれ九千五百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和７年９月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和７年10月17日
沖縄県中頭郡読谷村渡具知四三八－二
ＭＡｉｎｏ　ＨｏｕｓｅⅡ二号室
ＰＲＩＭＥ　ＰＲＯＪＥＣＴＳ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　ＪＡＰＡＮ　株式会社
代表取締役　知念　加恵

第12期決算公告

令和７年10月17日
福岡県北九州市若松区響町１丁目44番１号
ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社
代表取締役社長　山本　健三

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	350,907
	固定資産	49,702
	合計	400,610
負債及び純資産の部	流動負債	85,236
	固定負債	206
	株主資本	315,167
	資本金	50,000
	資本剰余金	84,486
	資本準備金	84,486
	利益剰余金	180,680
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	179,430
	（うち当期純利益）	(19,759)
	合計	400,610

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和８年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しています。また甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和７年十月十七日
福岡県北九州市八幡西区東浜町一番一号
（甲）黒崎播磨株式会社
代表取締役社長　江川和宏
福岡県北九州市若松区響町一丁目四四番一号
（乙）ジャパン・ゼネラル・プロダクト株式会社
代表取締役社長　山本　健三

第 3 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 17 日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社リバーベイプロパティーズ
取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	38,490	流動負債	402
流動資産	1,330	固定負債	25,549
固定資産	37,159	**負債合計**	**25,951**
その他の資産	800	社員資本	13,338
流動資産	623	特定資本金	0
固定資産	175	優先資本金	13,215
繰延資産	1	剰余金	123
		当期未処分利益	123
		純資産合計	**13,338**
資産合計	**39,290**	**負債・純資産合計**	**39,290**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,517
営業費用	1,491
営業利益	25
営業外収益	131
経常利益	156
税引前当期純利益	156
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	155
前期繰越損失	31
当期未処分利益	123

第８期決算公告

2025年10月17日
東京都中央区日本橋富沢町９番４号
株式会社ＮｅａｒＭｅ
代表取締役　髙原幸一郎

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	813,735
	固定資産	103,318
	合計	**917,053**
負債及び純資産の部	流動負債	491,738
	固定負債	423,709
	株主資本	1,257
	資本金	100,000
	資本剰余金	678,304
	資本準備金	678,304
	利益剰余金	△777,047
	その他利益剰余金	△777,047
	（うち当期純損失）	（777,047）
	新株予約権	349
	合計	**917,053**

第 3 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 17 日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社アールイープロジェクトワン
取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	13,854	流動負債	161
流動資産	421	固定負債	8,933
固定資産	13,433	**負債合計**	**9,094**
有形固定資産	6,408	社員資本	5,078
投資その他の資産	7,025	特定資本金	3
その他の資産	318	優先資本金	5,091
流動資産	236	剰余金	△16
固定資産	58	当期未処理損失	16
投資その他の資産	58		
繰延資産	23	**純資産合計**	**5,078**
資産合計	**14,172**	**負債・純資産合計**	**14,172**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	103
営業費用	117
営業損失	13
経常損失	13
税引前当期純損失	13
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	14
前期繰越損失	1
当期未処理損失	16

第 28 期決算公告

令和７年10月17日
東京都小金井市本町六丁目９番38号
株式会社 ティ・エス・ワイ
代表取締役　井上　良一

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	108,267,356
	固定資産	215,182,470
	合計	**323,449,826**
負債及び純資産の部	流動負債	1,202,370
	固定負債	27,620,494
	株主資本	294,626,962
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	290,000,000
	資本準備金	290,000,000
	利益剰余金	△5,373,038
	その他利益剰余金	△5,373,038
	（うち当期純利益）	（6,565,266）
	合計	**323,449,826**

第 8 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 17 日
徳島市蔵本町三丁目18番地の15
小胞体ストレス研究所株式会社
代表取締役　親泊　政一

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,417
	固定資産	1,615
	合計	**21,032**
負債及び純資産の部	流動負債	1,496
	株主資本	19,536
	資本金	132,323
	利益剰余金	△112,787
	その他利益剰余金	△112,787
	（うち当期純損失）	（17,553）
	合計	**21,032**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千七百三十二万三千二百八十円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十八日であり、株主総会決議は令和七年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日
徳島市蔵本町三丁目一八番地の一五
小胞体ストレス研究所株式会社
代表取締役　親泊　政一

第 1 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 17 日
福岡県北九州市小倉北区西港町12番地の１
一般財団法人ＯＮＯＫＥＮ財団
代表理事　小野　哲司

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	43
	固定資産	6,698
	合計	**6,742**
負味財産及び正味財産の部	流動負債	43
	負債合計	**43**
	指定正味財産	6,698
	一般正味財産	0
	正味財産合計	**6,698**
	合計	**6,742**

第 28 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 17 日
東京都港区芝浦三丁目２番16号
アローインフォメーション株式会社
代表取締役　保坂　幸治

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	118,923
	固定資産	535,000
	合計	**653,923**
負債及び純資産の部	流動負債	445
	株主資本	653,478
	資本金	10,000
	利益剰余金	643,478
	その他利益剰余金	643,478
	（うち当期純利益）	（4,573）
	合計	**653,923**

第 17 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 17 日
東京都港区芝浦三丁目２番16号
ＴＡＣホールディングス株式会社
代表取締役　保坂　幸治

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,562
	固定資産	1,731,509
	合計	**1,744,072**
負債及び純資産の部	流動負債	21,511
	固定負債	929,624
	株主資本	792,936
	資本金	10,000
	資本剰余金	175,801
	その他資本剰余金	175,801
	利益剰余金	607,134
	その他利益剰余金	607,134
	（うち当期純損失）	（594）
	合計	**1,744,072**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日
東京都港区芝浦三丁目二番一六号
（甲）ＴＡＣホールディングス株式会社
代表取締役　保坂　幸治
東京都港区芝浦三丁目二番一六号
（乙）アローインフォメーション株式会社
代表取締役　保坂　幸治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月十七日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号
アーク森ビル二二階
（甲）ＥＢＳ株式会社
代表取締役　木原　信也

東京都渋谷区恵比寿南二―一―一恵比寿ＡＭビル八Ｆ
（乙）株式会社メゾンドット
代表取締役　木原　信也

第16期決算公告

令和７年10月17日
東京都渋谷区恵比寿南２－１－11
恵比寿ＡＭビル８Ｆ
株式会社メゾンドット
代表取締役　木原　信也

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,754
	固定資産	32,383
	資産合計	39,138
負純資産の債及び部	流動負債	10,790
	固定負債	56,920
	株主資本	△28,572
	資本金	10,000
	利益剰余金	△38,572
	その他利益剰余金	△38,572
	（うち当期純損失）	(6,030)
	負債・純資産合計	39,138

第９期決算公告

令和７年10月17日
東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル22階
ＥＢＳ株式会社
代表取締役　木原　信也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	53,664
	固定資産	437,051
	繰延資産	1,029
	資産合計	491,746
負純資産の債及び部	流動負債	26,756
	固定負債	204,489
	株主資本	260,500
	資本金	10
	利益剰余金	260,490
	その他利益剰余金	260,490
	（うち当期純利益）	(13,138)
	負債・純資産合計	491,746

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目二〇番一〇号
（甲）ＧＲＡＮ株式会社
代表取締役　尾崎　英司

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目二〇番一〇号
（乙）株式会社ｅ－ｎｅｘｔ
代表取締役　尾崎　英司

第５期決算公告

令和７年10月17日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番10号
株式会社ｅ－ｎｅｘｔ
代表取締役　尾崎　英司

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	941,240
	資産合計	941,240
負純資産の債及び部	流動負債	8,061,143
	株主資本	△7,119,903
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△8,119,903
	その他利益剰余金	△8,119,903
	（うち当期純損失）	(201,982)
	負債・純資産合計	941,240

第５期決算公告

令和７年10月17日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番10号
ＧＲＡＮ株式会社
代表取締役　尾崎　英司

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	39,074,045
	固定資産	34,705,346
	資産合計	73,779,391
負純資産の債及び部	流動負債	27,988,033
	固定負債	9,286,000
	株主資本	36,505,358
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	35,505,358
	その他利益剰余金	35,505,358
	（うち当期純利益）	(30,328,011)
	負債・純資産合計	73,779,391

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日

神奈川県厚木市中町四丁目四番一五号
（甲）株式会社ＳＫ
代表取締役　矢野　賢造

神奈川県厚木市妻田北三丁目六番二二号
（乙）株式会社心五季
代表取締役　矢野　賢造

第13期決算公告

令和７年10月17日
神奈川県厚木市妻田北三丁目６番22号
株式会社心五季
代表取締役　矢野　賢造

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,368
	合計	4,368
負純資産の債及び部	流動負債	40,455
	固定負債	14,539
	株主資本	△50,626
	資本金	3,500
	利益剰余金	△54,126
	その他利益剰余金	△54,126
	（うち当期純損失）	(1,585)
	合計	4,368

第12期決算公告

令和７年10月17日
神奈川県厚木市中町四丁目４番15号
株式会社ＳＫ
代表取締役　矢野　賢造

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	92,211
	固定資産	15,043
	合計	107,254
負純資産の債及び部	流動負債	25,368
	固定負債	72,607
	株主資本	9,278
	資本金	8,500
	資本剰余金	7,500
	資本準備金	7,500
	利益剰余金	△6,721
	その他利益剰余金	△6,721
	（うち当期純利益）	(13,441)
	合計	107,254

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日

山梨県中央市流通団地一丁目五番二号
（甲）むろい株式会社
代表取締役　室井聡一郎

山梨県中央市流通団地一丁目五番二号
（乙）株式会社イノセンテ
代表取締役　室井　泰紀

第36期決算公告

令和７年10月17日
山梨県中央市流通団地一丁目５番２号
株式会社イノセンテ
代表取締役　室井　泰紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	275,995
	固定資産	25,763
	合計	301,758
負純資産の債及び部	流動負債	182
	固定負債	0
	株主資本	301,576
	資本金	20,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	281,576
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	281,576
	（うち当期純損失）	(46,879)
	合計	301,758

第73期決算公告

令和７年10月17日
山梨県中央市流通団地一丁目５番２号
むろい株式会社
代表取締役　室井聡一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	497,703
	固定資産	1,901,273
	合計	2,398,976
負純資産の債及び部	流動負債	597,630
	固定負債	0
	株主資本	1,801,346
	資本金	84,000
	資本剰余金	630
	資本準備金	630
	利益剰余金	1,716,716
	利益準備金	21,000
	その他利益剰余金	1,695,716
	（うち当期純利益）	(35,009)
	合計	2,398,976

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日

大阪市福島区海老江一丁目九番一三号

（甲）株式会社グランプラス

代表取締役　塚本　法生

兵庫県芦屋市東山町一二番七号

（乙）株式会社レフトフィールド

代表取締役　塚本　法生

第11期決算公告

令和７年10月17日

大阪市福島区海老江一丁目９番13号

株式会社グランプラス

代表取締役　塚本　法生

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,772
	固定資産	1,551,659
	合計	1,562,432
負純資産債及の部び	流動負債	250,777
	固定負債	1,226,196
	株主資本	85,458
	資本金	10,000
	利益剰余金	75,458
	その他利益剰余金	75,458
	（うち当期純利益）	(20,919)
	合計	1,562,432

第14期決算公告

令和７年10月17日

兵庫県芦屋市東山町12番７号

株式会社レフトフィールド

代表取締役　塚本　法生

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	333
	固定資産	3,538
	合計	3,871
負純資産債及の部び	流動負債	15,023
	固定負債	15,450
	株主資本	△ 26,601
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 29,601
	その他利益剰余金	△ 29,601
	（うち当期純利益）	(744)
	合計	3,871

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社になることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。両社の株主総会の承認決議は令和七年十月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日

福岡市早良区城西二丁目五番二七号アメニティ城西一Ｆ

（甲）有限会社アメニティ企画

取締役　杉村　紀子

福岡市早良区城西二丁目五番二七号一Ｆ

（乙）プラネット・アカデミー株式会社

代表取締役　伊藤　一晃

決算公告

令和７年10月17日

福岡市早良区城西二丁目５番27号アメニティ城西１Ｆ

有限会社アメニティ企画

取締役　杉村　紀子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	5,869,322
	固定資産	979,759,891
	合計	985,629,213
負純資産債及の部び	流動負債	195,118,746
	固定負債	754,068,987
	株主資本	36,441,480
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	33,441,480
	その他利益剰余金	33,441,480
	（うち当期純利益）	(6,608,344)
	合計	985,629,213

決算公告

令和７年10月17日

福岡市早良区城西二丁目５番27号１Ｆ

プラネット・アカデミー株式会社

代表取締役　伊藤　一晃

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	41,727
	固定資産	650,000
	合計	691,727
負純資産債及の部び	流動負債	7,914,444
	株主資本	△ 7,222,717
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△10,222,717
	その他利益剰余金	△10,222,717
	（うち当期純損失）	(7,613,987)
	合計	691,727

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日

大分県玖珠郡玖珠町大字山田二七三〇番地の一

（甲）株式会社魚返産業運輸

代表取締役　魚返　直寿

大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑六四四番地

（乙）株式会社寛屋陸運

代表取締役　魚返　直寿

第56期決算公告

令和７年10月17日

大分県玖珠郡玖珠町大字山田2730番地の１

株式会社魚返産業運輸

代表取締役　魚返　直寿

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	73,837,432
	固定資産	114,337,057
	合計	188,174,489
負純資産債及の部び	流動負債	74,622,410
	固定負債	116,471,000
	株主資本	△2,918,921
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△7,918,921
	その他利益剰余金	△7,918,921
	（うち当期純損失）	(9,821,672)
	合計	188,174,489

第16期決算公告

令和７年10月17日

大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑644番地

株式会社寛屋陸運

代表取締役　魚返　直寿

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,074,025
	固定資産	37,280,821
	合計	64,354,846
負純資産債及の部び	流動負債	24,401,117
	固定負債	71,821,465
	株主資本	△31,867,736
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△34,867,736
	その他利益剰余金	△34,867,736
	（うち当期純損失）	(2,057,341)
	合計	64,354,846

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号

（甲）株式会社ユビセンス

代表取締役　セルバ・セルバラトナム

東京都港区元赤坂一丁目二番七号

（乙）株式会社バイナリースターデベロップメント

代表取締役　セルバ・セルバラトナム

第14期決算公告　令和７年10月17日

東京都港区元赤坂一丁目２番７号

株式会社ユビセンス

代表取締役　セルバ・セルバラトナム

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,828
	固定資産	523,078
	資産合計	553,906
負純資産債及の部び	流動負債	387,570
	固定負債	182,050
	株主資本	△15,714
	資本金	55,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△120,714
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△120,914
	（うち当期純損失）	(3,791)
	負債・純資産合計	553,906

第14期決算公告　令和７年10月17日

東京都港区元赤坂一丁目２番７号

株式会社

バイナリースターデベロップメント

代表取締役　セルバ・セルバラトナム

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	34
	固定資産	2,007
	資産合計	2,041
負純資産債及の部び	流動負債	4,755
	株主資本	△2,714
	資本金	1,000
	利益剰余金	△3,714
	その他利益剰余金	△3,714
	（うち当期純損失）	(712)
	負債・純資産合計	2,041

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号

（甲）株式会社ユビセンス

代表取締役　セルバ・セルバラトナム

東京都港区元赤坂一丁目二番七号

（乙）ユビセンス・ジャパン株式会社

代表取締役　セルバ・セルバラトナム

第50期決算公告　令和７年10月17日

東京都港区元赤坂一丁目２番７号

ユビセンス・ジャパン株式会社

代表取締役　セルバ・セルバラトナム

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	161,513
	固定資産	287,206
	資産合計	448,719
負純資産債及の部び	流動負債	45,064
	株主資本	403,655
	資本金	10,000
	利益剰余金	393,655
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	391,155
	（うち当期純利益）	(1,783)
	負債・純資産合計	448,719

第14期決算公告　令和７年10月17日

東京都港区元赤坂一丁目２番７号

株式会社ユビセンス

代表取締役　セルバ・セルバラトナム

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,828
	固定資産	523,078
	資産合計	553,906
負純資産債及の部び	流動負債	387,570
	固定負債	182,050
	株主資本	△15,714
	資本金	55,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△120,714
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△120,914
	（うち当期純損失）	(3,791)
	負債・純資産合計	553,906

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日

名古屋市中区丸の内三丁目五番二四号

（甲）株式会社ダリヤ

代表取締役　野々川純一

名古屋市中区丸の内三丁目五番二四号

（乙）株式会社ランウェイ

代表取締役　岩田　光一

第11期決算公告

令和７年10月17日

名古屋市中区丸の内三丁目５番24号

株式会社ランウェイ

代表取締役　岩田　光一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,517
	合計	25,517
負純資産債及の部び	流動負債	172,448
	株主資本	△146,931
	資本金	10,000
	利益剰余金	△156,931
	その他利益剰余金	△156,931
	繰越利益剰余金	△156,931
	（うち当期純損失）	(4,508)
	合計	25,517

第77期決算公告　令和７年10月17日

名古屋市中区丸の内三丁目５番24号

株式会社ダリヤ

代表取締役　野々川純一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,552,486
	固定資産	2,226,442
	繰延資産	2,909
	合計	9,781,838
負純資産債及の部び	流動負債	3,179,771
	固定負債	1,293,285
	株主資本	5,250,320
	資本金	54,000
	利益剰余金	5,196,320
	利益準備金	13,500
	繰越利益剰余金	2,032,820
	（うち当期純利益）	(226,849)
	評価・換算差額等	58,461
	合計	9,781,838

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日

東京都八王子市北野町五九三番地九

（甲）東電子工業株式会社

代表取締役　東　孝之

東京都八王子市北野町五九三番地九

（乙）株式会社モリヤマ茨城

代表取締役　東　孝之

決算公告　令和７年10月17日

東京都八王子市北野町593番地９

株式会社モリヤマ茨城

代表取締役　東　孝之

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,630
	固定資産	34,182
	合計	148,813
負純資産債及の部び	流動負債	78,600
	固定負債	7,000
	株主資本	63,212
	資本金	10,000
	利益剰余金	53,212
	その他利益剰余金	53,212
	（うち当期純損失）	(16,651)
	合計	148,813

決算公告　令和７年10月17日

東京都八王子市北野町593番地９

東電子工業株式会社

代表取締役　東　孝之

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	699,390
	固定資産	2,267,785
	合計	2,967,176
負純資産債及の部び	流動負債	2,019,717
	固定負債	1,838,868
	株主資本	△891,409
	資本金	95,000
	資本剰余金	83,000
	資本準備金	83,000
	利益剰余金	△1,069,409
	その他利益剰余金	△1,069,409
	（うち当期純損失）	(602,375)
	合計	2,967,176

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力合併日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日

大阪府大阪市西区江戸堀三丁目一番三一号

（甲）株式会社Ｒ＆Ｈ

代表取締役　岡田　明子

大阪府大阪市西区江戸堀三丁目一番三一号

（乙）株式会社Ｆ＆Ｄサービス

代表取締役　岡田　明子

第19期決算公告

令和７年10月17日

大阪府大阪市西区江戸堀三丁目１番31号

株式会社Ｆ＆Ｄサービス

代表取締役　岡田　明子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,947
	固定資産	2,018
	合計	19,966
負純資産債及の部び	流動負債	87,745
	株主資本	△67,779
	資本金	1,000
	利益剰余金	△68,779
	その他利益剰余金	△68,779
	（うち当期純損失）	(19,716)
	合計	19,966

第29期決算公告　令和７年10月17日

大阪府大阪市西区江戸堀三丁目１番31号

株式会社Ｒ＆Ｈ

代表取締役　岡田　明子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,248,811
	固定資産	12,976,715
	合計	16,225,526
負純資産債及の部び	流動負債	3,181,181
	固定負債	5,379,912
	株主資本	7,664,432
	資本金	3,000
	資本剰余金	6,703,895
	その他資本剰余金	6,703,895
	利益剰余金	957,536
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	956,036
	（うち当期純損失）	(3,446)
	合計	16,225,526

第48期決算公告

令和７年10月17日
福岡市中央区天神四丁目２番20号
株式会社エディット
代表取締役　藤野　敏雄

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	97,909
	固定資産	40,773
	繰延資産	1,316
	合計	139,997
負純資産の債及び部	流動負債	11,137
	固定負債	86,934
	株主資本	41,927
	資本金	30,000
	利益剰余金	11,927
	その他利益剰余金	11,927
	（うち当期純利益）	(1,535)
	合計	139,997

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十七日
福岡市中央区天神四丁目二番二〇号
（甲）株式会社エディット
代表取締役　藤野　敏雄
福岡市中央区天神四丁目二番二〇号
（乙）やまのめぐみ発電合同会社
代表社員　株式会社エディット
職務執行者　藤野　敏雄

第24期決算公告

令和７年10月１日
札幌市中央区大通西十一丁目４番地
日成コンサルティング株式会社
代表取締役　吉川　孝

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,436
	固定資産	24,985
	合計	40,421
負純資産の債及び部	流動負債	1,906
	固定負債	3,391
	株主資本	35,124
	資本金	22,000
	資本剰余金	1,194
	資本準備金	4,000
	その他資本剰余金	△2,806
	利益剰余金	11,929
	その他利益剰余金	11,929
	（うち当期純損失）	(2,891)
	合計	40,421

決　算　公　告

令和７年10月17日
東京都墨田区亀沢一丁目10番７―402号
モナド両国
Hygge　Japan株式会社
代表取締役　田中耕太郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,706
	固定資産	750,292
	合計	775,998
負純資産の債及び部	流動負債	14,047
	固定負債	737,207
	株主資本	24,743
	資本金	1,000
	利益剰余金	23,743
	その他利益剰余金	23,743
	（うち当期純損失）	(723)
	合計	775,998

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十月十七日
（甲）東京都墨田区亀沢一丁目一〇番七―四一号モナド両国
株式会社beta-reduction
代表取締役　田中耕太郎
東京都墨田区亀沢一丁目一〇番七―四二号モナド両国
（乙）Hygge Japan株式会社
代表取締役　田中耕太郎

第49期決算公告

令和７年10月17日
岩手県盛岡市愛宕町11番22号
株式会社鈴木測量設計
代表取締役　鈴木　史章

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	821,661
	固定資産	147,815
	合計	969,476
負純資産の債及び部	流動負債	28,322
	固定負債	617,658
	株主資本	323,496
	資本金	10,000
	利益剰余金	313,496
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	308,496
	当期純損失	104,702
	合計	969,476

第17期決算公告

令和７年10月17日
京都市下京区河原町通松原上る二丁目富永町356番地
株式会社ＫＡＳＨＩＲＯ
代表取締役　木場　信行

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	872,860
	固定資産	1,251,409
	合計	2,124,270
負純資産の債及び部	流動負債	249,122
	固定負債	1,673,534
	株主資本	201,613
	資本金	16,000
	利益剰余金	185,613
	その他利益剰余金	185,613
	（うち当期純利益）	(47,150)
	合計	2,124,270

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月十七日
京都市下京区河原町通松原上る二丁目富永町356番地
（甲）株式会社ＫＡＳＨＩＲＯ
代表取締役　木場　信行
京都市下京区河原町通松原上る二丁目富永町356番地
（乙）ケイズ株式会社
代表取締役　木場　瑞代
京都市下京区河原町通松原上る二丁目富永町356番地
（丙）株式会社紬
代表取締役　木場　瑞代

第94期決算公告

令和７年10月17日
大阪市中央区備後町二丁目６番８号
サンライズビル12階
株式会社Ｐａｒｋｅｒ　ＴＡＩＹＯ
代表取締役社長　ジェ・フン・リー

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,594
	固定資産	4,961
	有形固定資産	4,032
	無形固定資産	13
	投資その他の資産	915
	資産合計	18,556
負債及び純資産の部	流動負債	5,649
	（うち賞与引当金）	(35)
	（うちインセンティブ引当金）	(253)
	（うち受注損失引当金）	(0)
	固定負債	115
	（うち製品保証引当金）	(16)
	（うち役員退職慰労引当金）	(39)
	負債合計	5,764
	株主資本	12,792
	資本金	490
	資本剰余金	2,852
	資本準備金	2,728
	その他資本剰余金	124
	利益剰余金	9,986
	利益準備金	375
	その他利益剰余金	9,610
	（うち当期純利益）	(3,424)
	自己株式	△ 536
	純資産合計	12,792
	負債・純資産合計	18,556

第５期決算公告

令和７年10月17日
京都市下京区河原町通松原上る二丁目富永町356番地
株式会社紬
代表取締役　木場　瑞代

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,948
	固定資産	74,446
	合計	80,394
負純資産の債及び部	流動負債	155,444
	固定負債	60,000
	株主資本	△135,050
	資本金	10,000
	利益剰余金	△145,050
	その他利益剰余金	△145,050
	（うち当期純損失）	(69,362)
	合計	80,394

第９期決算公告

令和７年10月17日
京都市下京区河原町通松原上る二丁目富永町356番地
ケイズ株式会社
代表取締役　木場　瑞代

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,462
	固定資産	1,055
	合計	2,517
負純資産の債及び部	流動負債	13,984
	固定負債	17,830
	株主資本	△29,297
	資本金	5,000
	利益剰余金	△34,297
	その他利益剰余金	△34,297
	（うち当期純損失）	(11,596)
	合計	2,517